大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

（平成 25 年度）

指　定　都　市

目　　次

・重点要望事項 …… 1
・要望事項 …… 3

・重点要望事項詳細説明
＜税制関係＞
1　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正 …… 7
2　大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 …… 9
3　事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 …… 11
＜財政関係＞
1　国庫補助負担金の改革 …… 13
2　国直轄事業負担金の廃止 …… 15
3　地方交付税の改革等 …… 17

・要望事項詳細説明
＜税制関係＞
1　消費・流通課税の充実 …… 21
2　所得課税の充実（個人住民税） …… 22
3　所得課税の充実（法人住民税） …… 23
4　固定資産税の安定的確保 …… 24
5　定額課税の見直し …… 25
6　税負担軽減措置等の整理合理化 …… 26
＜財政関係＞
1　国庫補助負担金の超過負担の解消と運用・関与の改善 …… 27
2　地方債の発行条件の改善 …… 28

・　資料編
～指定都市の実態について～ …… 31

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。また、景気低迷の影響で減少した税収は以前の水準まで回復に至っておらず、徹底した行財政改革に取り組んではいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。加えて、東日本大震災の復興関連事業及び防災・減災事業に積極的に取り組む必要もあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

真の分権型社会を実現し、指定都市がその役割を十分果たしていくためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行うなど地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 24 年　　月

指定都市市長会		指定都市議長会	
札幌市長	上田文雄	札幌市議会議長	三上洋右
仙台市長	奥山恵美子	仙台市議会議長	佐藤正昭
さいたま市長	清水勇人	さいたま市議会議長	加藤得二
千葉市長	熊谷俊人	千葉市議会議長	小川智之
川崎市長	阿部孝夫	川崎市議会議長	大島明
横浜市長	林文子	横浜市議会議長	佐藤茂
相模原市長	加山俊夫	相模原市議会議長	中村昌治
新潟市長	篠田昭	新潟市議会議長	藤田隆
静岡市長	田辺信宏	静岡市議会議長	石上顕太郎
浜松市長	鈴木康友	浜松市議会議長	鈴木浩太郎
名古屋市長	河村たかし	名古屋市議会議長	中川貴元
京都市長	門川大作	京都市議会議長	大西均
大阪市長	橋下徹	大阪市議会議長	辻淳子
堺市長	竹山修身	堺市議会議長	吉川敏文
神戸市長	矢田立郎	神戸市議会議長	藤原武光
岡山市長	髙谷茂男	岡山市議会議長	則武宣弘
広島市長	松井一實	広島市議会議長	種清和夫
北九州市長	北橋健治	北九州市議会議長	佐々木健五
福岡市長	髙島宗一郎	福岡市議会議長	森英鷹
熊本市長	幸山政史	熊本市議会議長	津田征士郎

重点要望事項（税制関係）

１　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

２　大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

３　事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

１　国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

したがって、地域自主戦略交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。さらに、対象事業の拡大や、将来の税源移譲を見据えて事務手続の簡素化を図るとともに、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度とし、制度改正を行う際には、速やかな情報提供を行うこと。

２　国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

３　地方交付税の改革等

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

１　消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

２　所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

３　所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

４　固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

５　定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

６　税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例及び減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

１　国庫補助負担金の超過負担の解消と運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続の簡素合理化を図ること。

２　地方債の発行条件の改善

地方債のうち政府資金について、発行条件の改善、安定的な確保並びに補償金免除繰上償還に係る特例措置の対象の拡大及び延長を行うこと。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

［重点要望事項詳細説明］

１　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は６：４であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は２：８となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

なお、地方法人特別税のように、地方税を一部国税化し、地方間の税収の水平調整を行うことは、真の分権型社会の実現の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

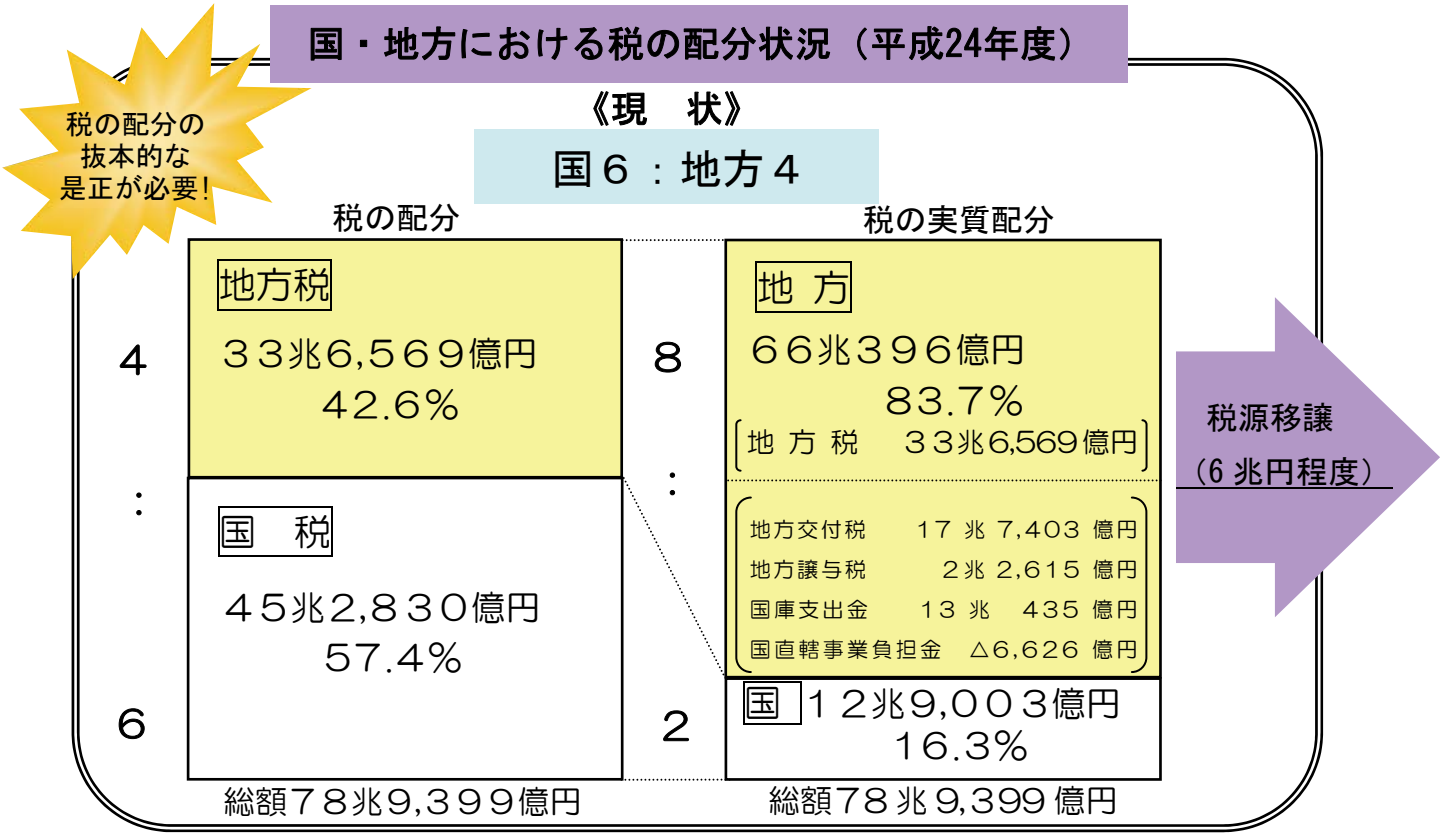

注　国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

国税・地方税＝５：５とするための税源移譲のパターン例

＜6兆円程度の税源移譲が必要な場合の試算＞

	例１	例２	例３
消費税から地方消費税へ（現行分）	消　費　税４％　⇒　2.5％ 地方消費税１％　⇒　2.5％ (移譲見込額)約４兆円	消　費　税４％　⇒　2.5％ 地方消費税１％　⇒　2.5％ (移譲見込額)約４兆円	消　費　税４％　⇒　2.5％ 地方消費税１％　⇒　2.5％ (移譲見込額)約４兆円
所得税から個人住民税へ	個人住民税の税率 10％　⇒　11％ (移譲見込額)約１兆円	個人住民税の税率 10％　⇒　１２％ (移譲見込額)約２兆円	
法人税から法人住民税へ	法人住民税の配分割合 11.1％　⇒　16.1％ (移譲見込額)約１兆円		法人住民税の配分割合 11.1％　⇒　21.1％ (移譲見込額)約２兆円
移譲額計	６兆円程度	６兆円程度	６兆円程度

注　1　税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲（地方消費税 1%⇒2.5%）を基本に、一定の税率等を設定して試算したものである。

2　移譲総額は平成 24 年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

3　法人住民税の配分割合は、資本金が1億円を超える法人を対象に、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整し、復興特別法人税を加味した実効税率ベースの数値である。

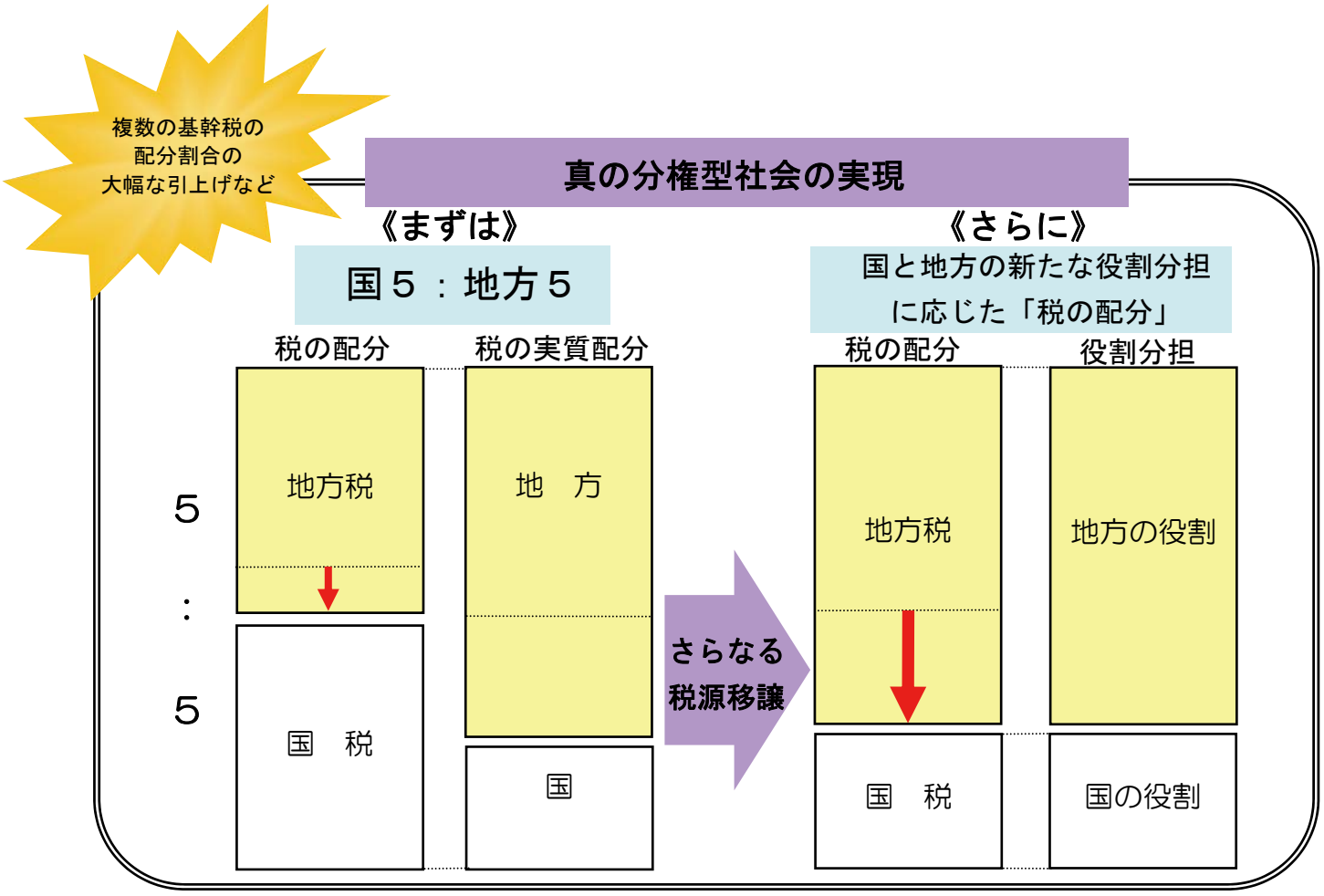

２　大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

指定都市では、圏域の中枢都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に地方消費税と法人住民税の配分割合について拡充強化を図る必要がある。

都市的財政需要（全国平均との比較）

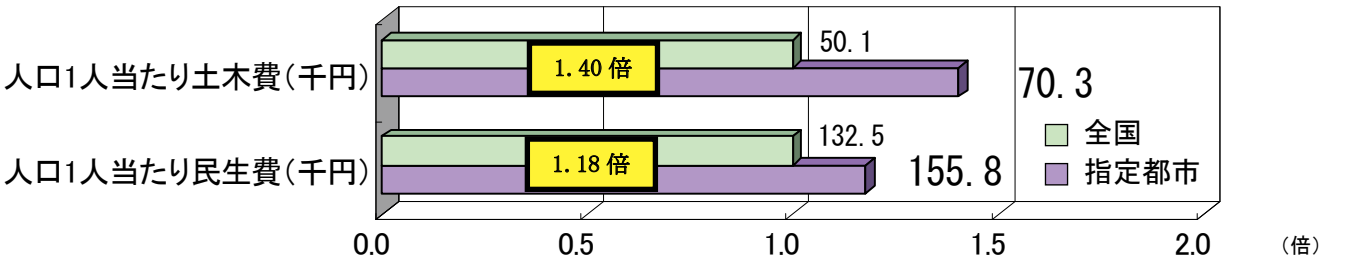

注　全国と指定都市（平成 22 年度時点）の比較

（指定都市÷全国）

都市の課題（全国平均との比較）

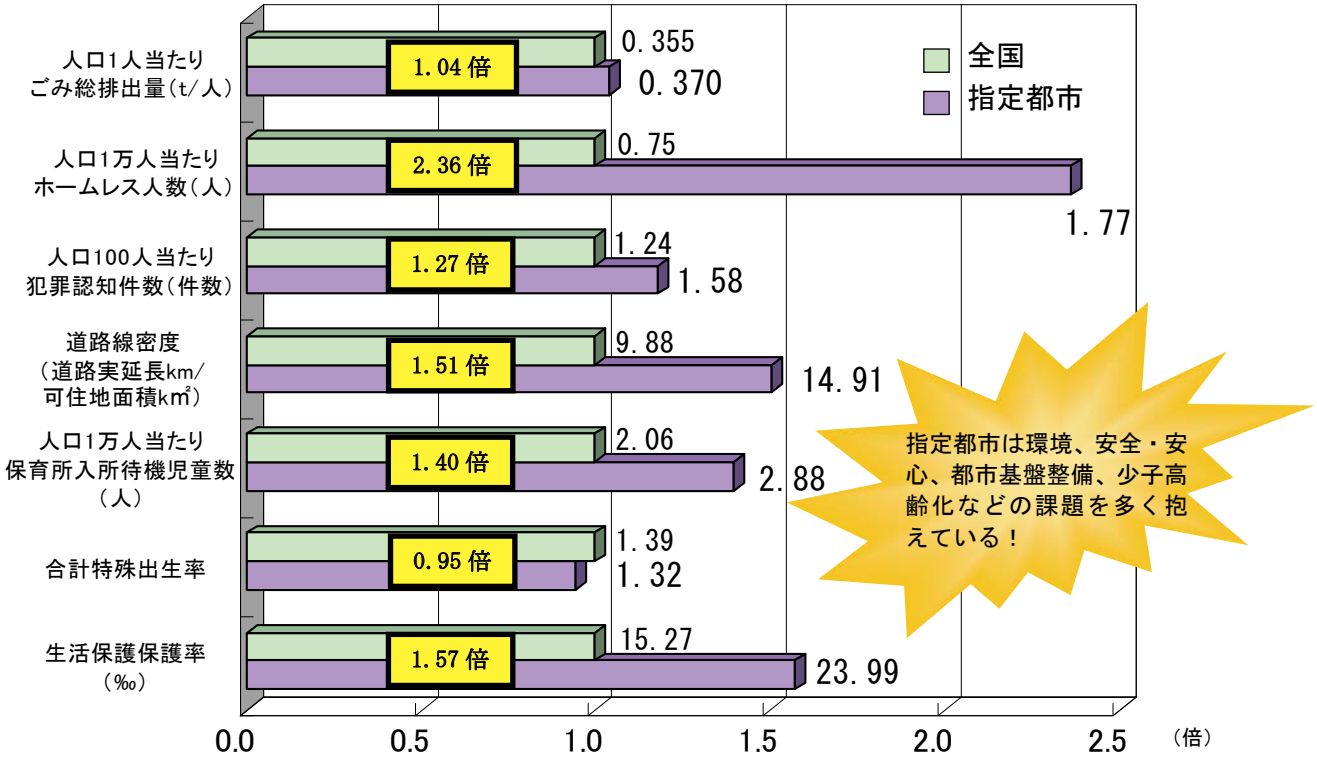

注　各種統計より作成

（指定都市÷全国）

消費・流通課税の配分割合

（平成24年度）

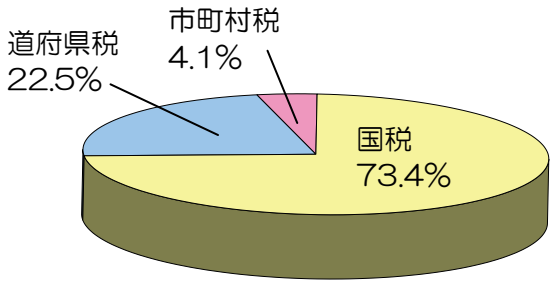

注　1　国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
　　2　東日本大震災による減免等の金額は含まない。

法人所得課税の配分割合（実効税率）

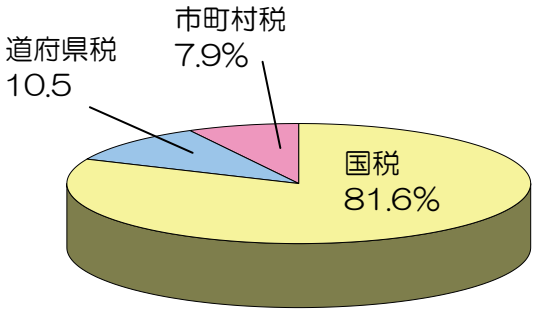

注　1　実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
　　2　資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
　　3　復興特別法人税を加味した数値である。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）

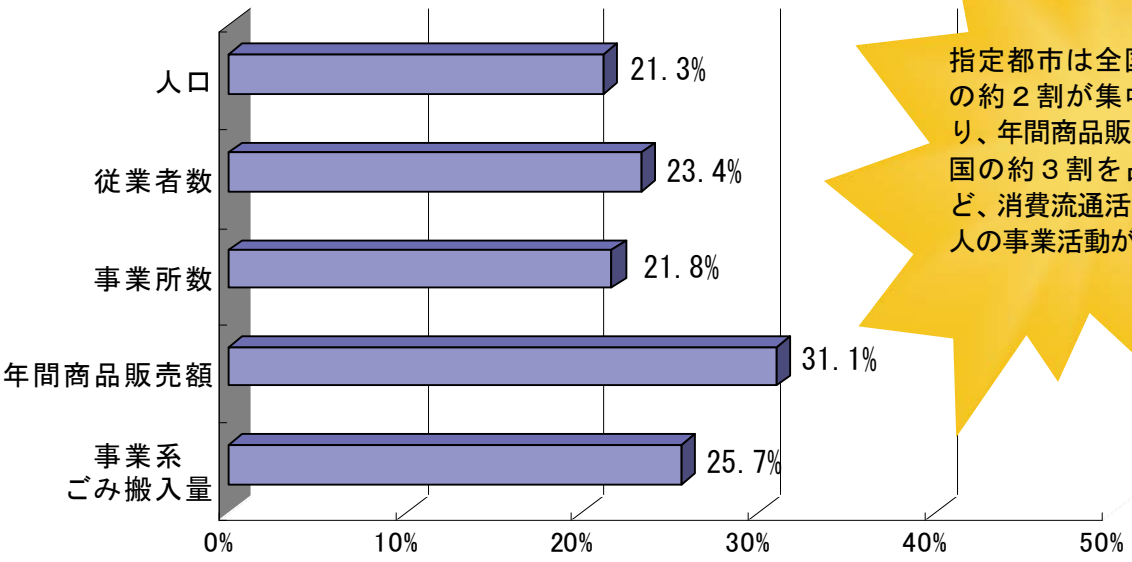

指定都市は全国の人口の約２割が集中しており、年間商品販売額も全国の約３割を占めるなど、消費流通活動及び法人の事業活動が活発！

注　各種統計より作成

３　事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務（以下「大都市特例事務」という。）について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受　益　と　負　担　の　関　係　に　ね　じ　れ

指定都市の市民は

☆　大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市**から**受益**」

★　その**負担**は「**道府県**への納税」

大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- 児童福祉
- 民生委員
- 身体障害者福祉
- 生活保護
- 行旅病人及び死亡人
- 社会福祉事業
- 知的障害者福祉
- 母子家庭及び寡婦福祉
- 老人福祉
- 母子保健
- 介護保険
- 障害者自立支援
- 食品衛生
- 精神保健及び精神障害者福祉
- 結核予防
- 土地区画整理事業
- 屋外広告物規制

個別法に基づくもの

- 土木出張所
- 衛生研究所
- 定時制高校人件費
- 国・道府県道の管理
- 道府県費負担教職員の任免、研修　等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

（平成24年度予算に基づく概算）

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費　約8，600億円　など

（平成22年度決算を基に推計）

1　国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

したがって、地域自主戦略交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。さらに、対象事業の拡大や、将来の税源移譲を見据えて事務手続の簡素化を図るとともに、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度とし、制度改正を行う際には、速やかな情報提供を行うこと。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

したがって、地域自主戦略交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、税源移譲までの工程を明確にするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、継続事業にも十分配慮し、地方が必要とする総額を確保すること。

配分にあたっては、客観的指標による割合を早期に拡大するとともに、地域自主戦略交付金による地方公共団体間の財政調整は今後も行わないこと。

また、地域自主戦略交付金のうち国から道府県を経由して交付されるものについては指定都市へ直接交付すること。

さらに、対象事業の拡大や、将来の税源移譲を見据えて事務手続の簡素化を図るとともに、補助率や事業規模要件の設定、使途の限定などの国の関与を最小限にとどめ、府省をまたぐ予算の流用への弾力的対応や基金創設による財政需要の年度間偏在の調整を可能とするなど、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

なお、算定方法の見直しや対象事業の拡大など制度改正を行う際には、指定都市を含む地方の意見を十分に反映するとともに、予算編成に支障をきたすことのないよう、速やかな情報提供を行うこと。

「国庫補助負担金の改革」のイメージ

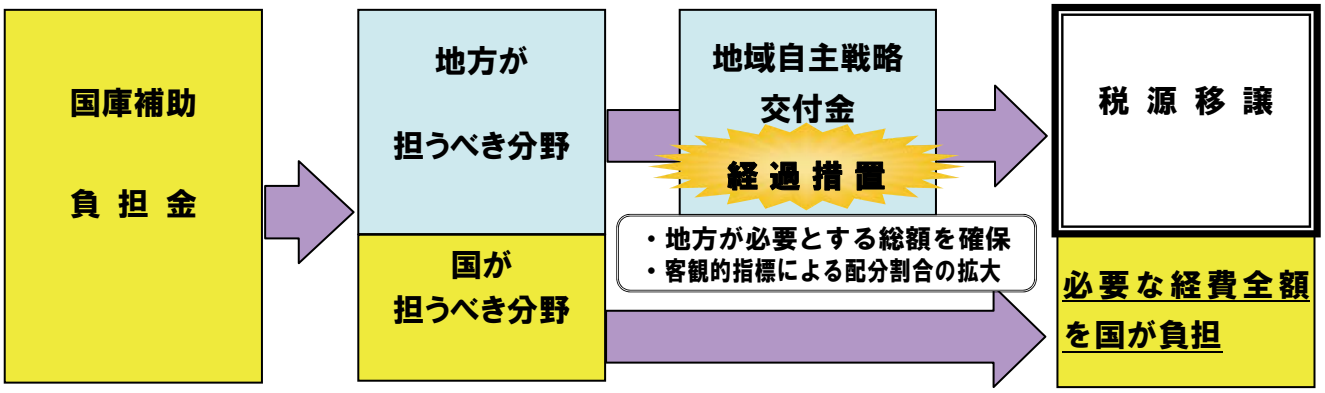

税源移譲すべき国庫補助負担金

事　　項		主　な　も　の	24 年度予算額
奨励的補助金（地財法 16 条）	投資	社会資本整備総合交付金、地域再生基盤強化交付金	1 兆 8,430 億円
	経常	子育て支援交付金、農業経営対策地方公共団体事業費補助金	753 億円
	義務	児童育成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金	1,728 億円
国庫負担金（地財法 10 条）	投資	社会資本整備総合交付金、公立学校施設整備費負担金	3,479 億円
	経常	港湾機能高度化施設整備費補助金	46 億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	1 兆 9,414 億円
小　　計			4 兆 3,850 億円
社会資本整備特別会計等		地域連携推進事業費補助、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	772 億円
合　　計			4 兆 4,622 億円

注　平成 16 年 7 月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

２　国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行うべきであり、地方負担は早期に廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

廃止・移譲の検討にあたっては、国の「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）」において、平成２５年度までに「現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る」とともに、「必要に応じ地方の意見を聞きながら検討を進める」とされている。これらを踏まえ、国は指定都市を含む地方との協議の機会を早期に設けて意見を十分に取り入れ、廃止・移譲に向けた具体案を提示し、確実に実施すること。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とすること。また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うこと。

国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

（単位：百万円）

事　業　名	指定都市における国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
国　　道	154,802	53,811	35　％
港　　湾	75,740	27,448	36　％
計	230,542	81,259	35　％

注　指定都市の負担額は平成 22 年度決算による数値である。

（参考）国直轄事業負担金の推移（国に対して直接支出しているもの）

注 1　平成６年度から平成 14 年度まではさいたま市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 12 市計、平成 15 年度から平成 16 年度は相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 13 市計、平成 17 年度は相模原市・新潟市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 14 市計、平成 18 年度は相模原市・新潟市・浜松市・岡山市・熊本市を除いた 15 市計、平成 19 年度から平成 20 年度は相模原市・岡山市・熊本市を除いた 17 市計、平成 21 年度は相模原市・熊本市を除いた 18 市計、平成 22 年度は熊本市を除いた 19 市計である。

2　近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、普通建設事業費に占める国直轄事業負担金の割合は、増大傾向にある。

3　国直轄事業負担金については、平成 22 年度から原則として、維持管理分が廃止されている。

（参考）国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県を通じて負担しているもの）

（単位：百万円）

事　業　名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港　　湾	8,649	2,121	25 %
農業農村整備	21,247	948	4 %
公　　園	3,437	462	13 %
空　　港	8,741	530	6 %
計	42,074	4,061	10 %

注　指定都市の負担額は平成 22 年度決算による数値である。

３　地方交付税の改革等

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革にあたっては、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めること。

中期財政フレームにおいて、平成２４年度から２６年度の各年度における地方の一般財源総額は、平成２３年度と同水準を確保するとされたことを踏まえ、地方交付税の総額については、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。このため、臨時財政対策債は速やかに廃止し、国･地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市を狙い撃ちにした削減は決して行うべきではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、具体的な算定方法を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成23年度 決定額	増減額	増減率
地方交付税	全国総額	18兆　693億円 （14．1万円）	17兆4，309億円 （13．6万円）	△6，384億円	**△3．5%**
	指定都市 総額	9，433億円 （3．5万円）	6，968億円 （2．6万円）	△2，465億円	**△26．1%**
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額	全国総額	23兆9，389億円 （18．7万円）	23兆5，902億円 （18．4万円）	△3，487億円	**△1．5%**
	指定都市 総額	1兆5，038億円 （5．6万円）	1兆3，401億円 （4．9万円）	△1，637億円	**△10．9%**
基準財政需要額	全国総額	47兆　877億円 （36．8万円）	48兆9，178億円 （38．2万円）	1兆8，301億円	**＋3．9%**
	指定都市 総額	5兆1，956億円 （19．1万円）	5兆　904億円 （18．7万円）	△1，052億円	**△2．0%**

注　1　（　）内は人口一人当たりの額
　　2　指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含んでいる。
　　3　平成15年度において、指定都市の一人当たり地方交付税額は全国平均額の約25%だったが、平成23年度においては約19%まで下がっている。
　　4　地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成23年度決定額には東日本大震災関係分（推計）及び震災復興に係る特別交付税を除く。

臨時財政対策債の配分状況（平成23年度決定額）

全国総額

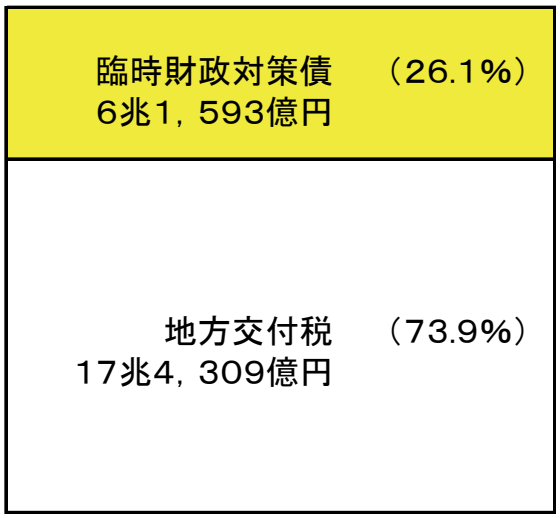

指定都市総額

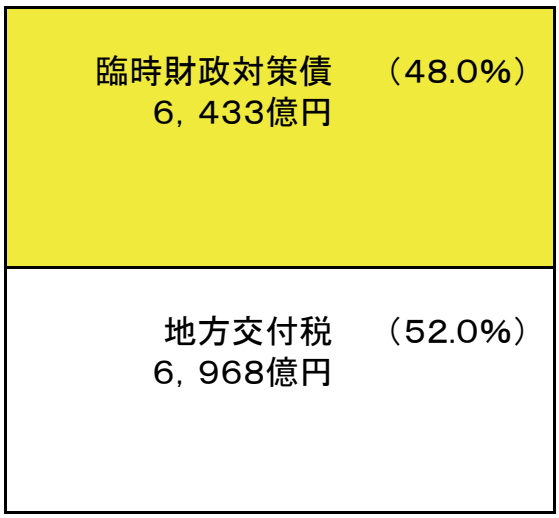

臨時財政対策債の発行額及び残高の推移

（単位：億円）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
発行額	臨時財政対策債	1,414	3,150	5,552	3,964	3,086
	一般会計の市債	13,146	14,175	15,665	13,927	11,502
残高	臨時財政対策債	1,410	4,553	10,223	14,122	17,089
	一般会計の市債	167,140	172,614	177,366	180,124	178,091
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合		0.8%	2.6%	5.8%	7.8%	9.6%

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
発行額	臨時財政対策債	2,763	2,505	2,364	3,649	6,358
	一般会計の市債	10,557	10,310	10,632	12,159	13,471
残高	臨時財政対策債	19,631	21,612	23,266	26,205	31,617
	一般会計の市債	176,724	175,628	174,413	175,256	176,557
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合		11.1%	12.3%	13.3%	15.0%	17.9%

注１　各年度の数値は決算額である。
　２　残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合

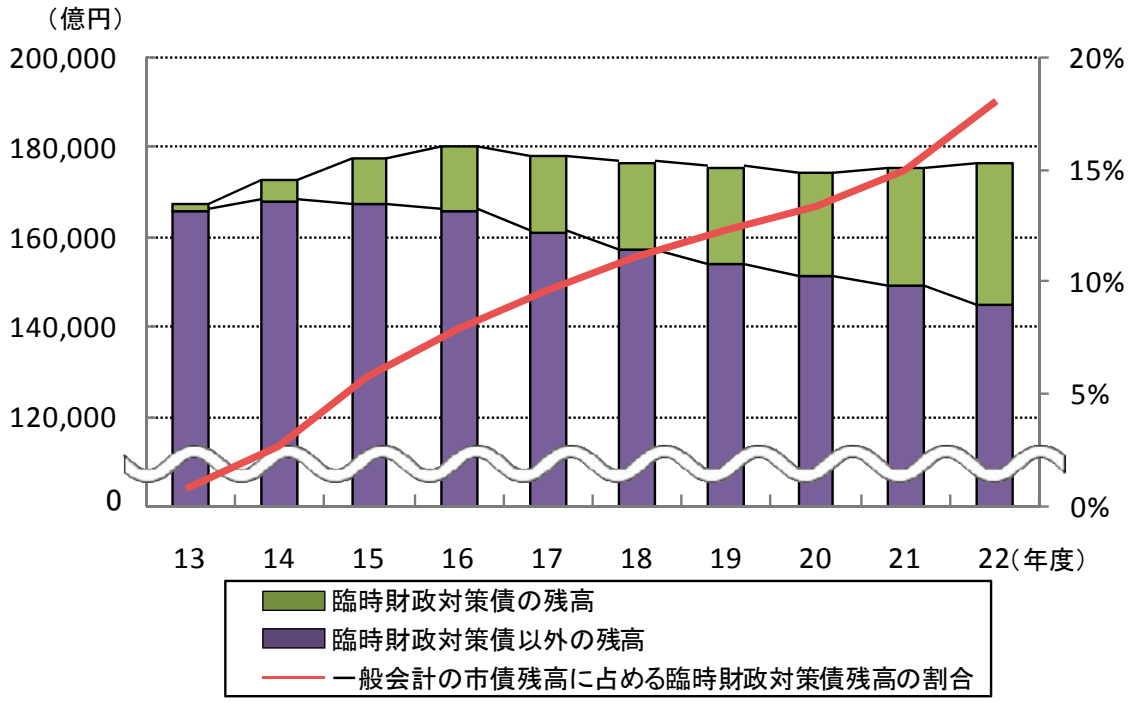

［要望事項詳細説明］

１　消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。
特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は４．１％と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、税率引上げ分以外のいわゆる現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成 24 年度）

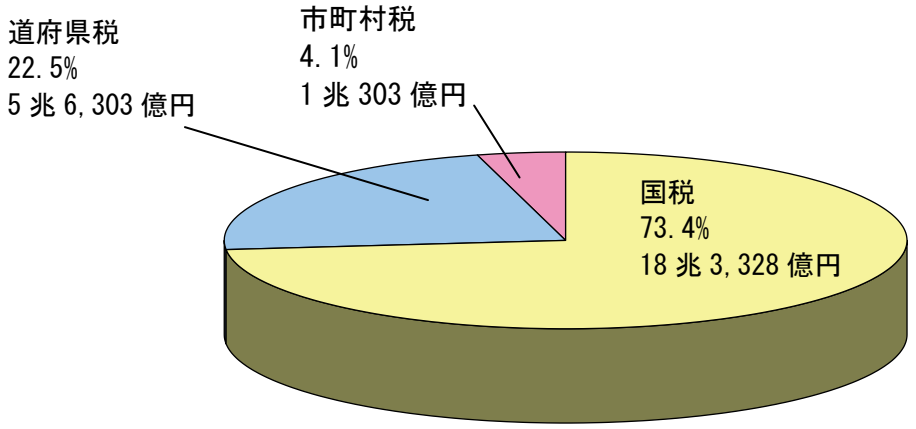

注　1　地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は 12.4%に過ぎない。
　　2　国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
　　3　東日本大震災による減免等の金額は含まない。

消費・流通課税の税目

国　　税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（＊） 航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊） 石油石炭税、自動車重量税（＊） 関税、とん税、特別とん税（＊） 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税（※） 道府県たばこ税 軽油引取税（※） 自動車取得税（※） 自動車税 ゴルフ場利用税（※） 鉱区税、狩猟税	市町村たばこ税 軽自動車税 入湯税、鉱産税

注　（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
　　（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

２　所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

平成１９年度に所得税から個人住民税への３兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人所得課税の配分割合

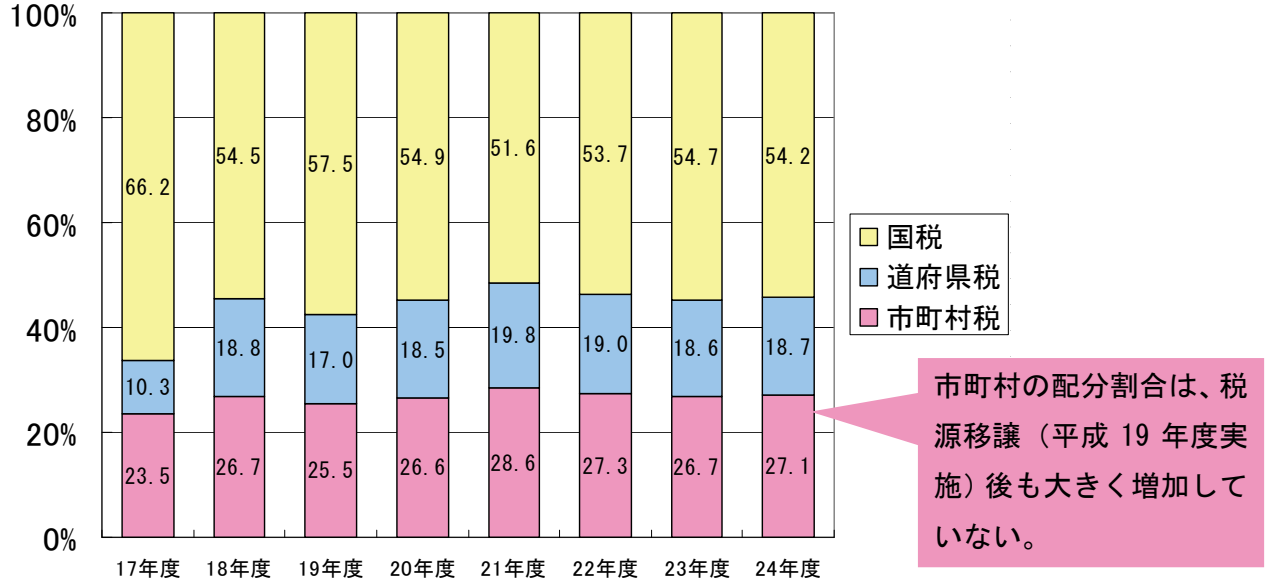

注　1　平成 17 年度から平成 22 年度までは決算額、平成 23 年度及び平成 24 年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
　　2　平成 18 年度については、「所得譲与税」を含んでいる。
　　3　東日本大震災による減免等の金額は含まない。

指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成 22 年度）

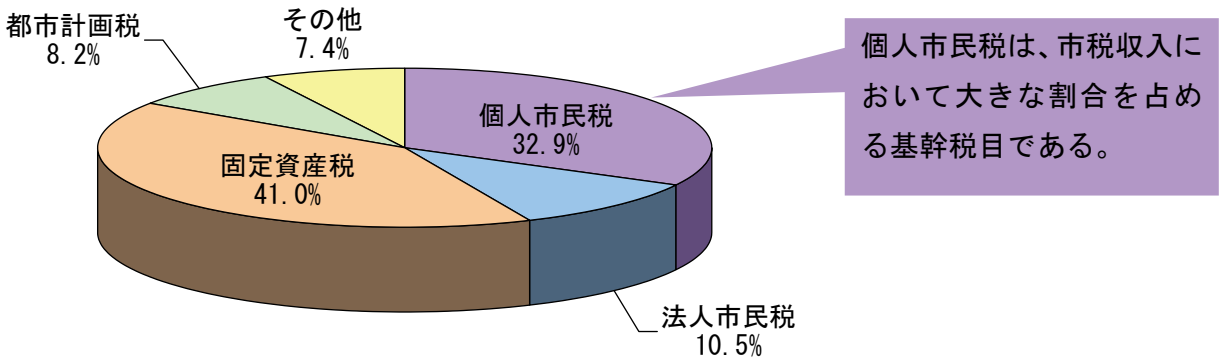

注　決算額による数値である。

３　所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、７．９％と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（１人当たり歳出額）

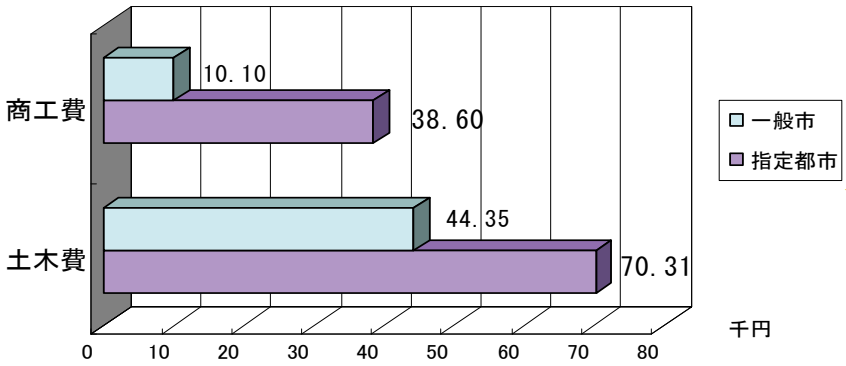

注　平成 22 年度市町村別決算状況調

産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多い！

法人所得課税の配分割合（実効税率）

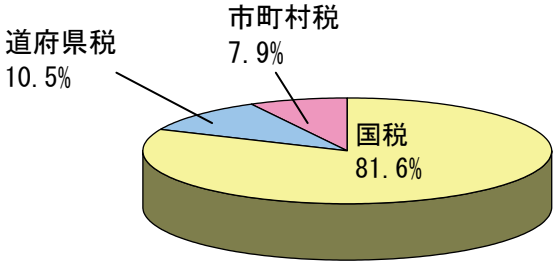

注　１　実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
　　２　資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
　　３　復興特別法人税を加味した数値である。

法人所得課税の収入額（平成 24 年度）

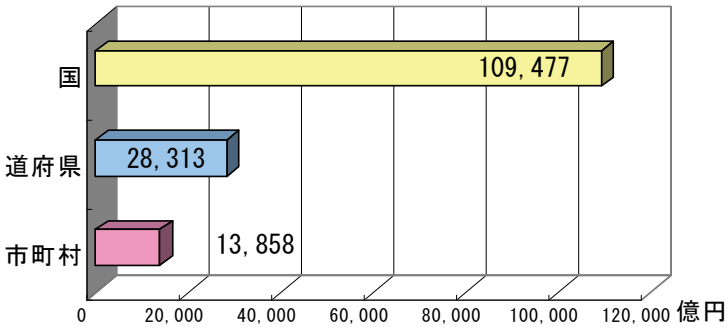

注　１　国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
　　２　国は法人税、地方法人特別税及び復興特別法人税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計による数値である。
　　３　東日本大震災による減免等の金額は含まない。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

４　固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約４割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

指定都市における固定資産税収の推移（平成 13 年度～平成 22 年度）

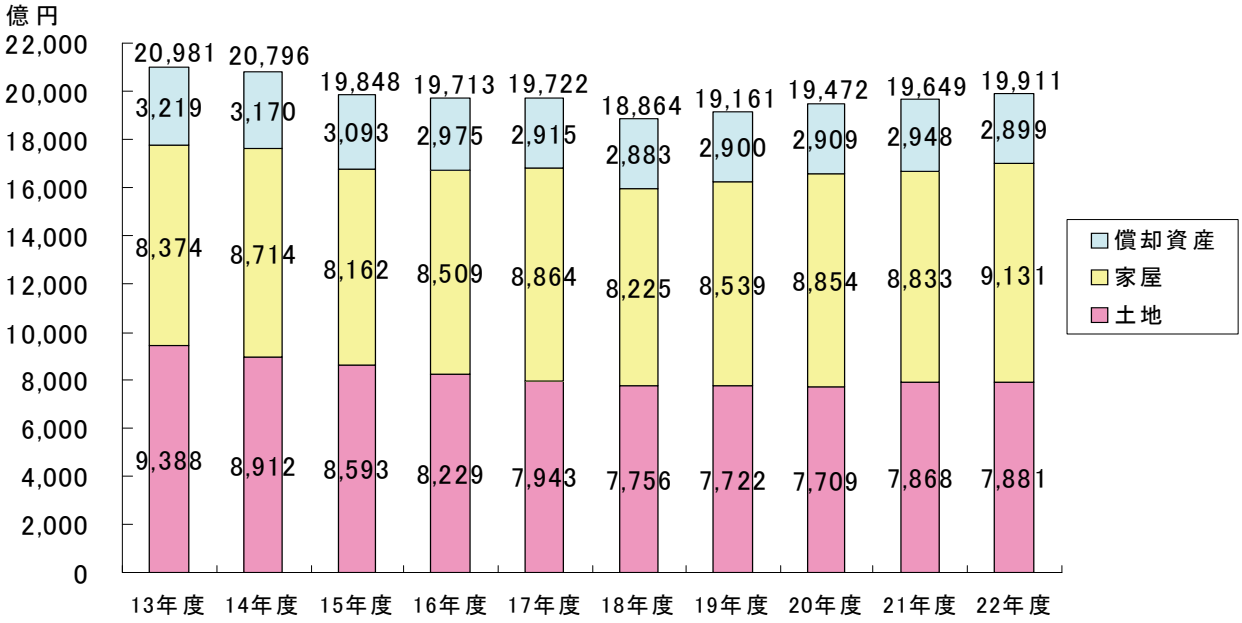

注　1　決算額による数値である。
　　2　評価替え年度は、平成 15、18、21 年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合（平成 22 年度）

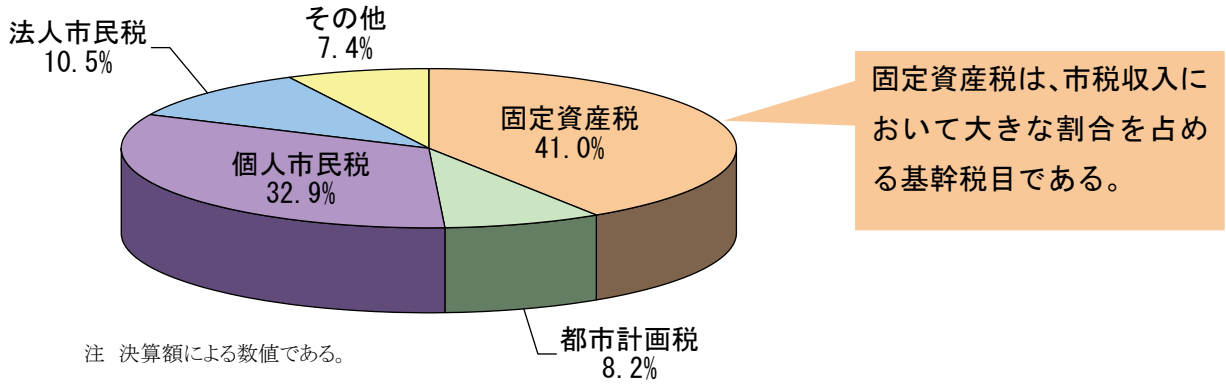

注　決算額による数値である。

５　定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や軽自動車税などの定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。ついては、市町村の財源確保の観点から税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税　昭和 39 年度から 49 年間据置

区分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（1年分）	60円

軽自動車税　昭和 59 年度から 29 年間据置

車種		税率
原動機付自転車（50cc以下）		1,000円
２輪軽自動車（125cc超～250cc以下）		2,400円
４輪軽自動車	自家用・乗用	7,200円
	自家用・貨物用	4,000円

法人市民税（均等割）　昭和 59 年度から 29 年間据置

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注　従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税　昭和 61 年度から 27 年間据置

区分	税率
資産割	600円／㎡

個人市民税　平成 8 年度から 17 年間据置

区分	税率
均等割	3,000円

注　据置年数については、導入初年度を算入している。

６　税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例及び減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

ついては、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの等についても、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状等を踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例及び減額措置等については、抜本的に見直す必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

（単位：億円）

項　　目	減 収 額
固定資産税・都市計画税関係	▲２，５６４
個人住民税関係	▲２，１７８
法人住民税・事業税関係	▲１，０２８
合　　計	▲５，７７０

注　１　地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会資料による数値である。
　　２　地方税法の政策減税措置による平成 22 年度減収見込み額である。数値は 1 億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

1　国庫補助負担金の超過負担の解消と運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

また、地方が実情に応じて施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図るとともに、事務負担を軽減するため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること。

（参考）地方財政法　第 18 条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担（平成 24 年度予算）　（単位:億円）

事　業　費	総事業費 ①	単　独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額 ④	④/③	超過負担 ⑤:③−④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所運営費	2,906	600	2,306	1,779	77.1%	527	355
小・中学校 校舎建設費	419	89	330	210	63.6%	120	29
小学校	250	55	195	136	69.7%	59	23
中学校	169	34	135	74	54.8%	61	6
小・中学校 屋内運動場建設費	48	3	45	33	73.3%	12	4
小学校	25	2	23	17	73.9%	6	3
中学校	23	1	22	16	72.7%	6	1
合　　計	3,373	692	2,681	2,022	75.4%	659	388

注１　補助基本額及び国庫支出金については、平成 24 年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。
２　保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。
３　公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

２　地方債の発行条件の改善

地方債のうち政府資金について、発行条件の改善、安定的な確保並びに補償金免除繰上償還に係る特例措置の対象の拡大及び延長を行うこと。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、地方債のうち政府資金について、発行条件の改善及び安定的な確保を図るべきである。また、補償金免除繰上償還については、平成２２年度から２４年度までの臨時特例措置とされているが、この対象にならなかった高金利の政府資金が未だに大きな負担となっているため、経常収支比率や資本費などに係る基準を見直すことにより対象団体の更なる拡大を図るとともに、利率が５％未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、平成２５年度以降も実施すべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

（平成 23 年度決算見込額全会計ベース　指定都市合計）

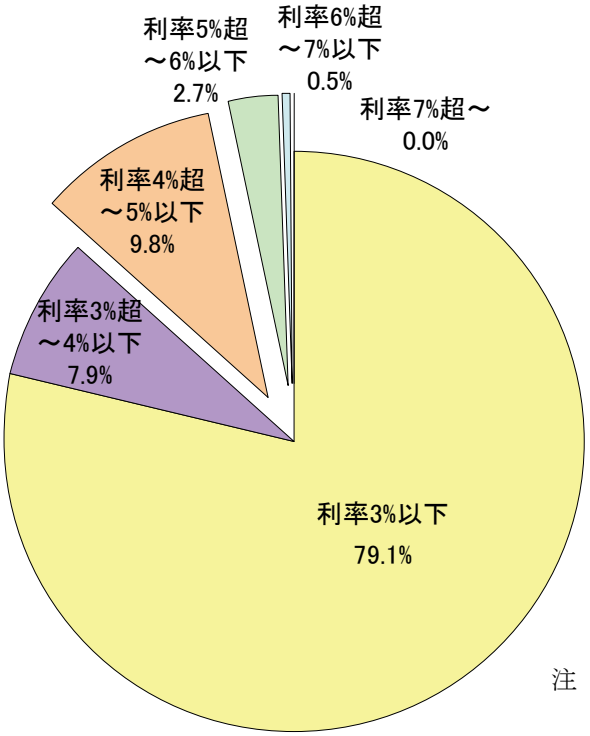

注　平成 22 年度以降の補償金免除繰上償還の対象となる地方債は、年利５％以上の普通会計債及び公営企業債である。

資　料　編

指定都市の実態について（概要）

大都市の特性

○集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか３．２％に、全国の約２割の人口、約３割の商業活動が集中。
高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。

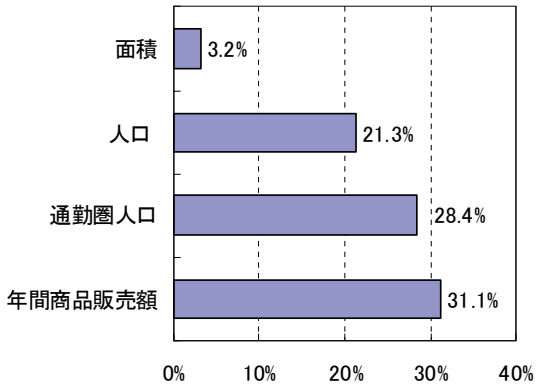

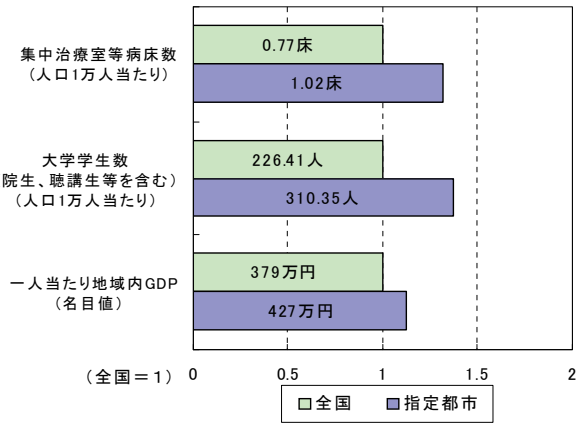

*各種統計より作成

*通勤圏人口は 5%通勤圏人口

日本経済の牽引役

一方で

○過密・集中による都市的課題が存在

経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。

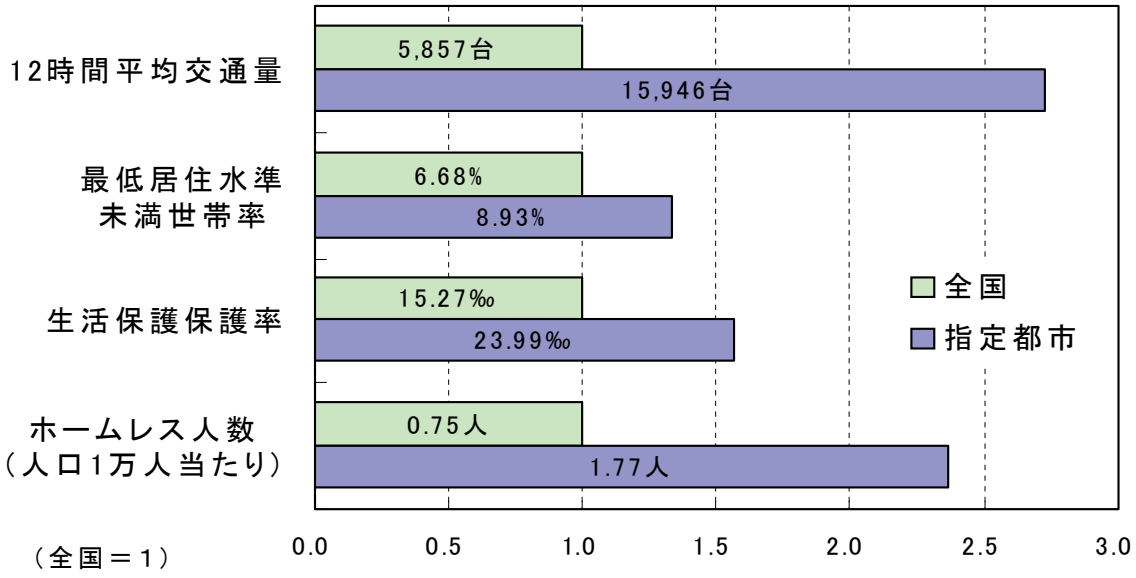

大都市特有の財政需要

○法人需要・インフラ需要　企業活動支援、道路、下水道の整備など

【人口一人当たり歳出額　千円】

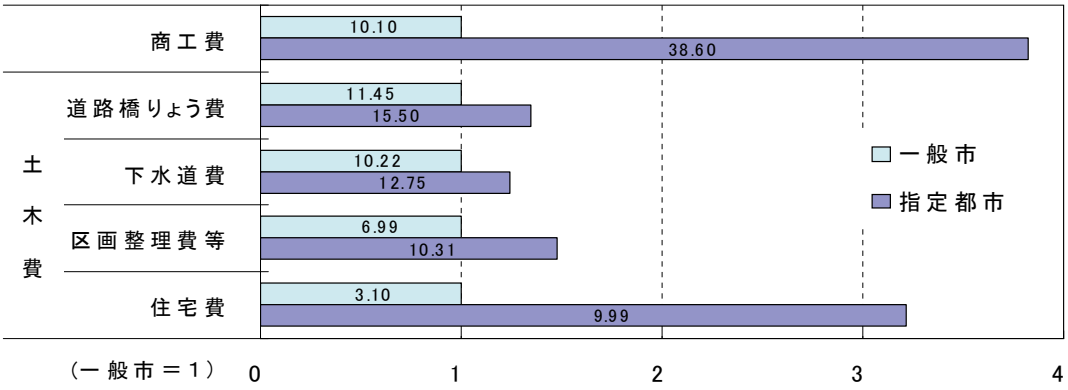

*平成 22 年度市町村別決算状況調

○都市的課題から発生する需要　生活保護費や保育所関係経費、ホームレス対策経費など

【人口一人当たり歳出額　千円】

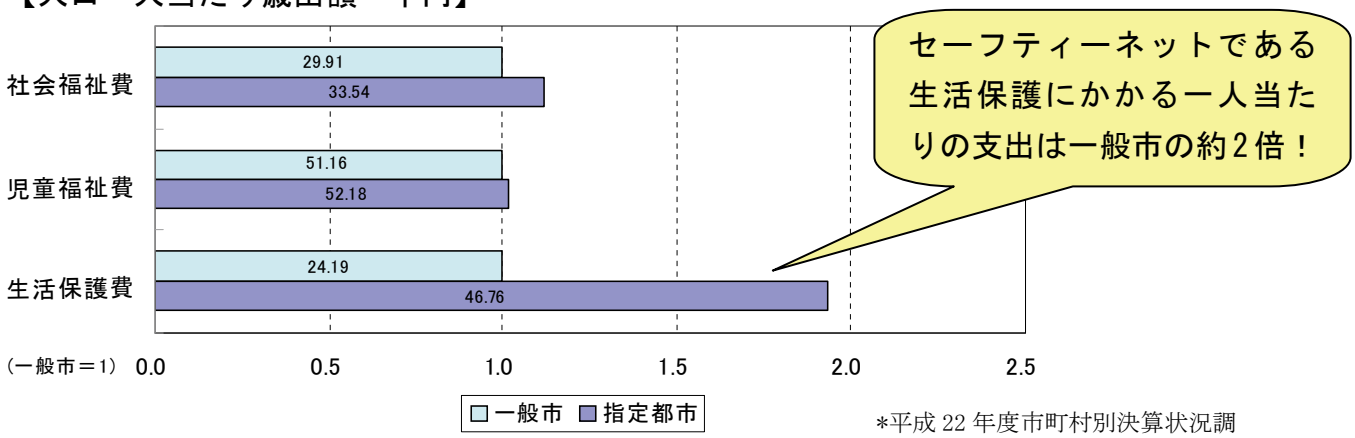

*平成 22 年度市町村別決算状況調

大都市の財政状況

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していない

大都市特例事務に係る税制上の措置不足

歳入に占める税収の割合が低く、大都市特有の財政需要に対応するための多額の起債が必要

人口や産業の集積が高いが、それに見合った税の配分がされていない

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど

大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

～指定都市の実態について～

Ⅰ．大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

（１）大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

①大都市の集積性*：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の３．２％に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約２割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約３割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約３割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

＊集積性：人･物･情報や経済活動･都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積（指定都市の全国シェア）】

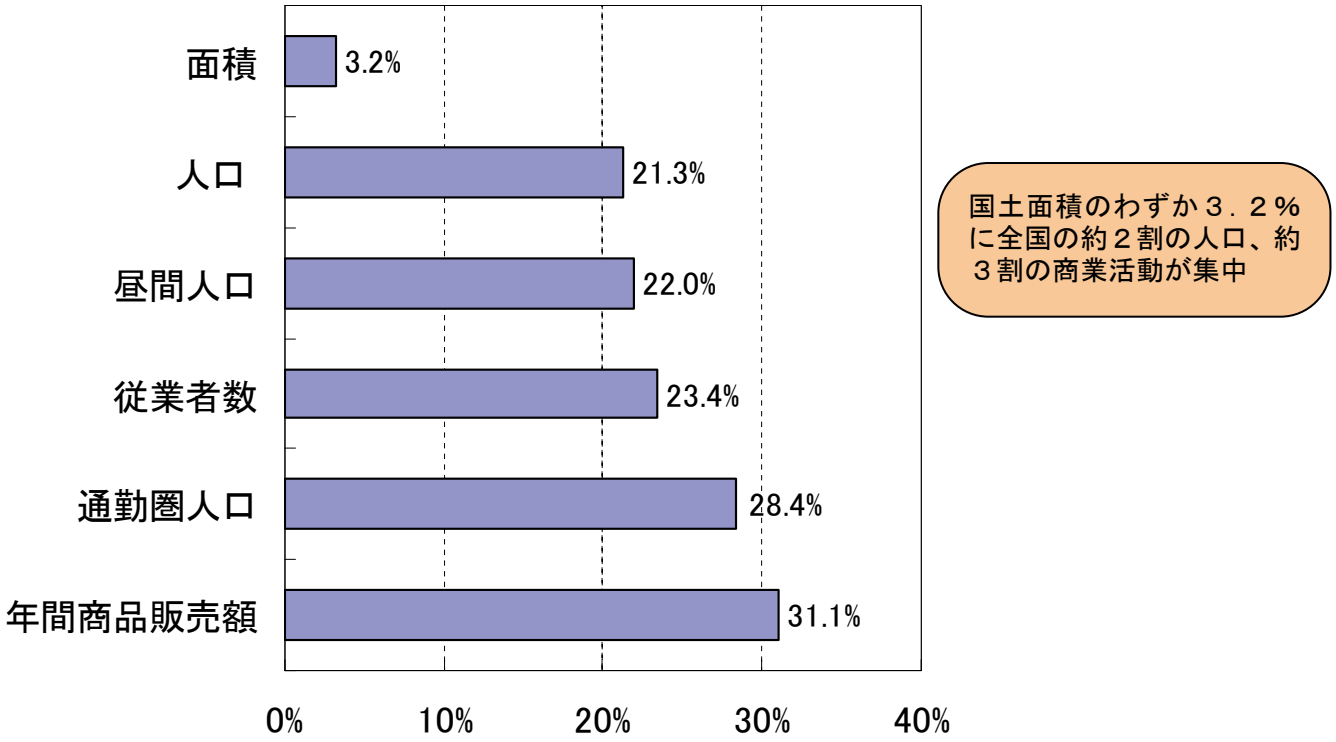

*各種統計より作成

*通勤圏人口は 5%通勤圏人口

②大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第３次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

＊高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化･多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化･多様化（全国平均との比較）】

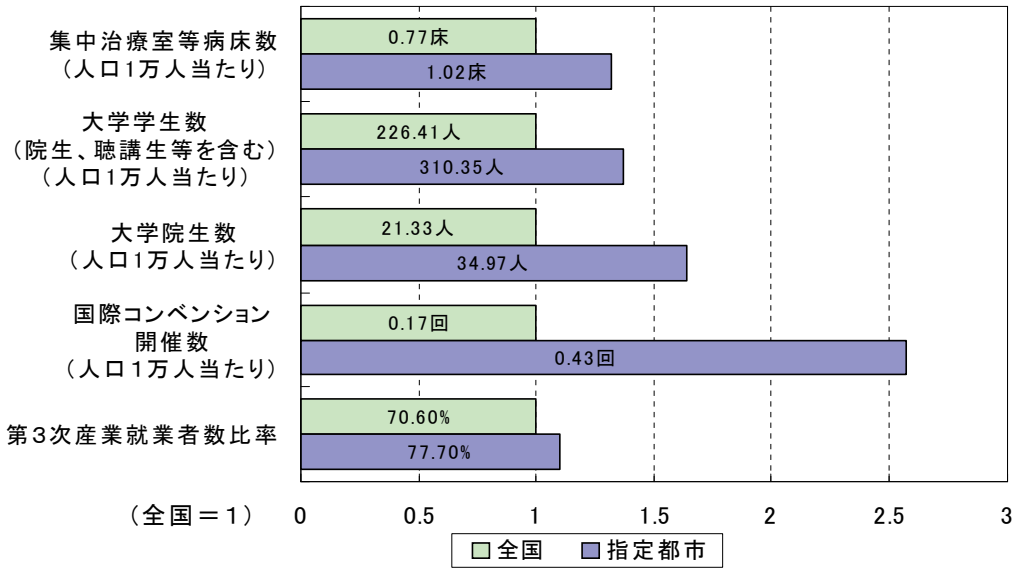

*各種統計より作成

③大都市の中枢性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は２、３割でも従業者や商業活動では４割、７割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

＊中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】

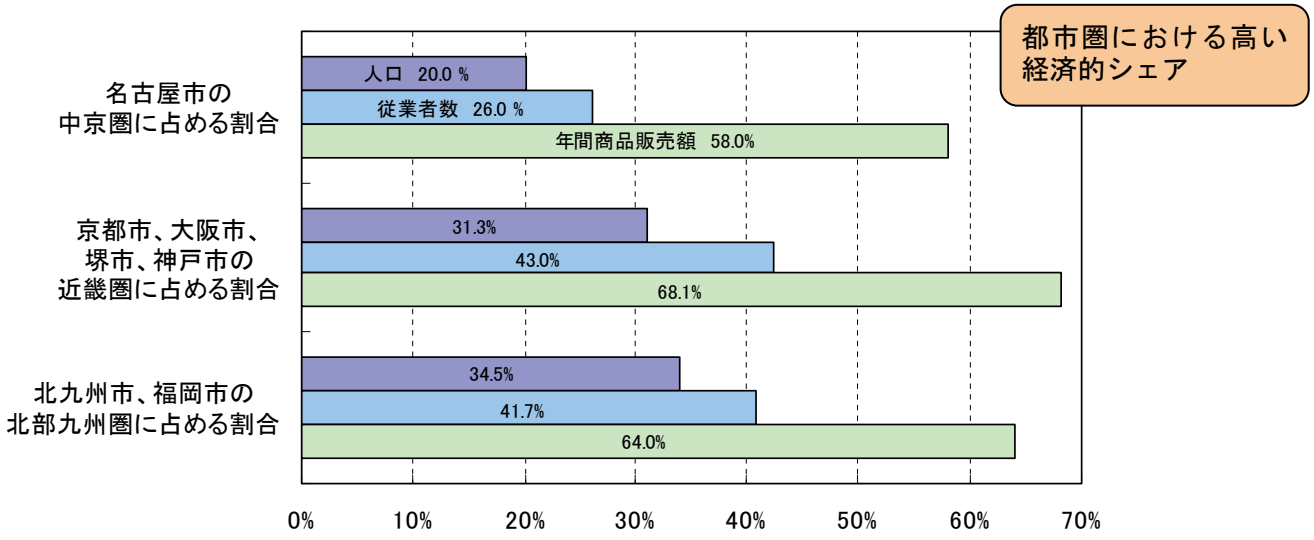

*各種統計調査より作成
*人口は平成 23 年、従業者数は平成 21 年、年間商品販売額は平成 19 年

④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内ＧＤＰは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人当たり地域内ＧＤＰ】

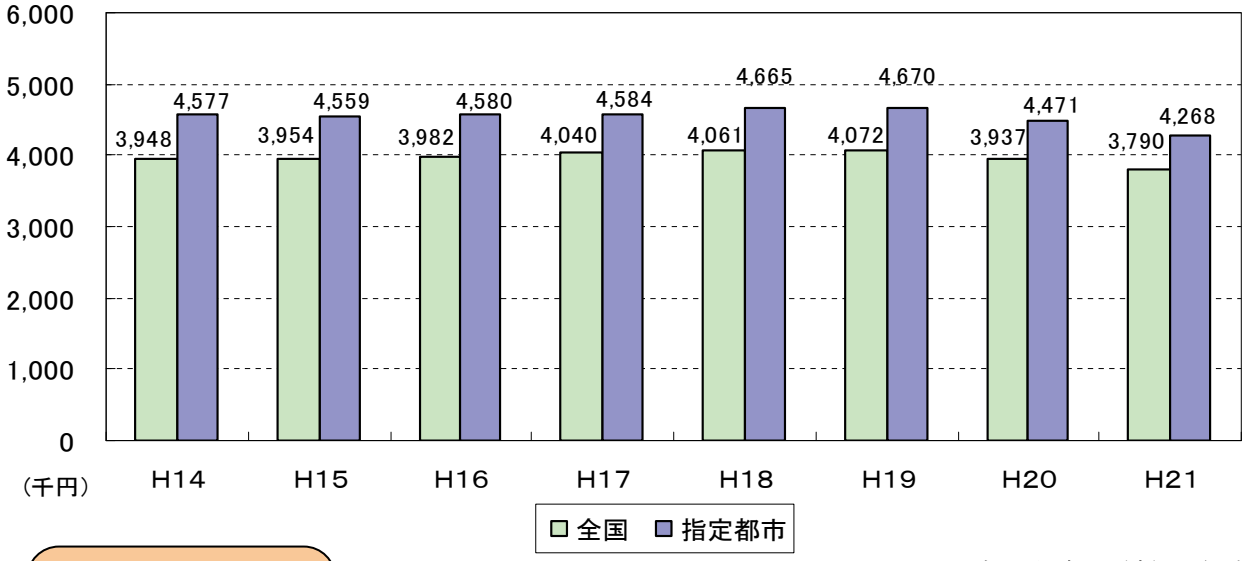

一貫して全国よりも高い水準の一人当たりＧＤＰで日本経済に貢献

*平成 21 年度県（市）民経済計算

（２）大都市の都市的課題

○過密や集中に起因する都市的課題

指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

＜都市的インフラの整備＞

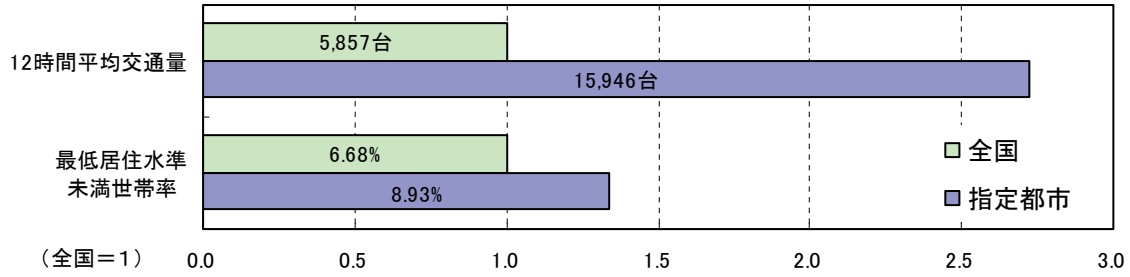

＜環境・安全安心＞

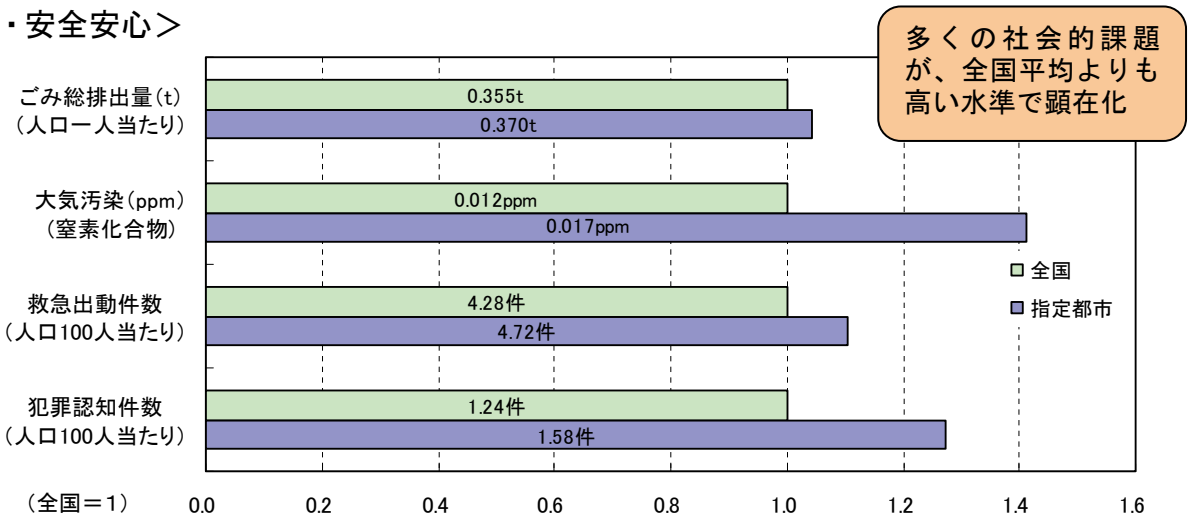

＜福祉＞

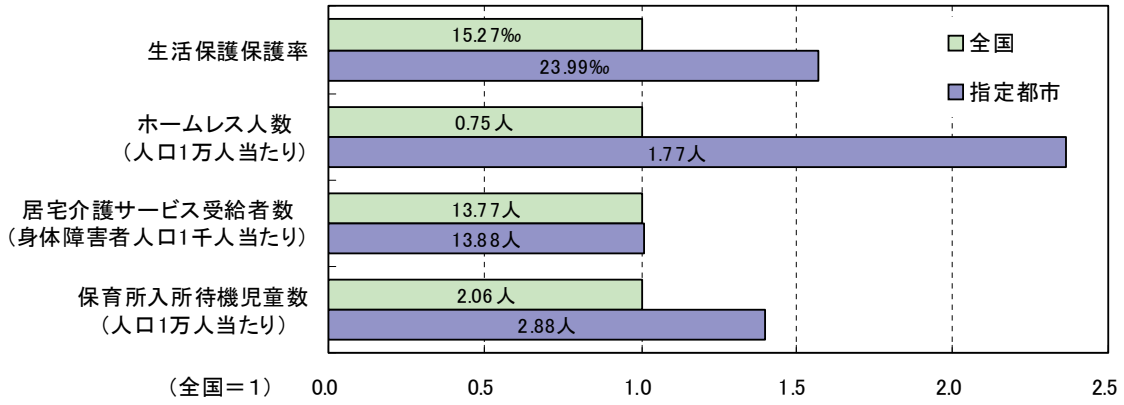

*各種統計より作成

Ⅱ．大都市特有の財政需要

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また､安全･安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

（１）集積性･高次性･中枢性に起因する財政需要

①法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また､指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

【法人需要への対応と都市インフラの整備･維持（一人当たり歳出額　千円）】

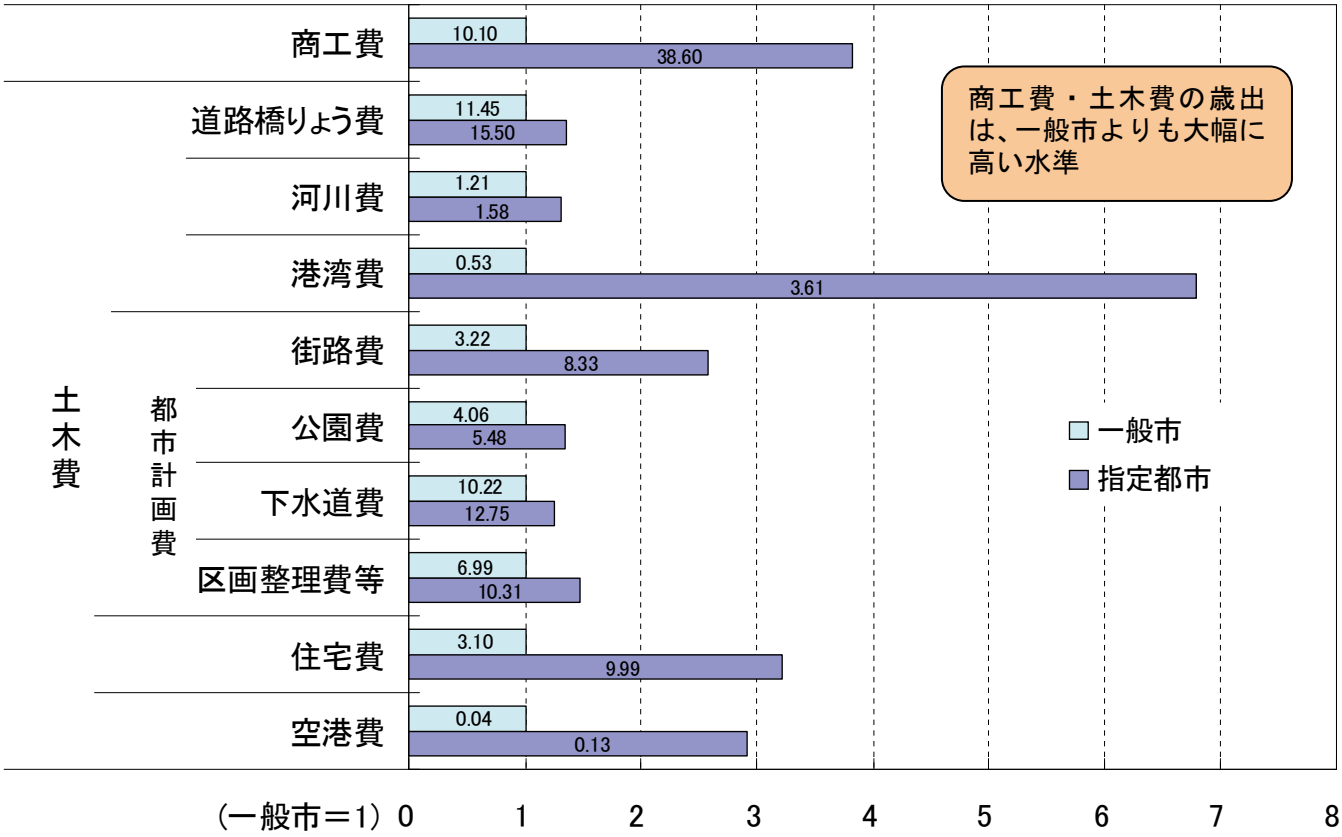

*平成 22 年度市町村別決算状況調

【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

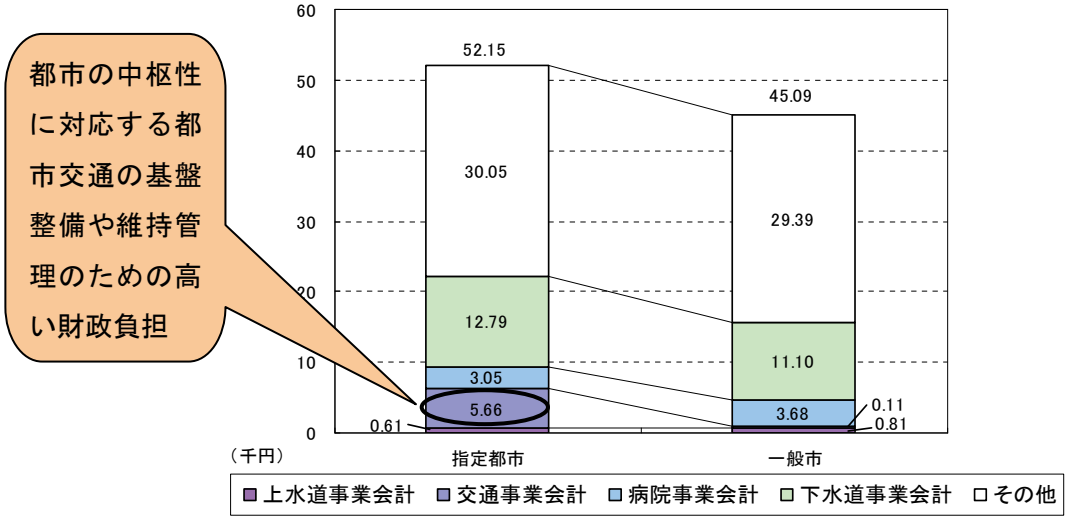

*平成 22 年度市町村別決算状況調

【地価】

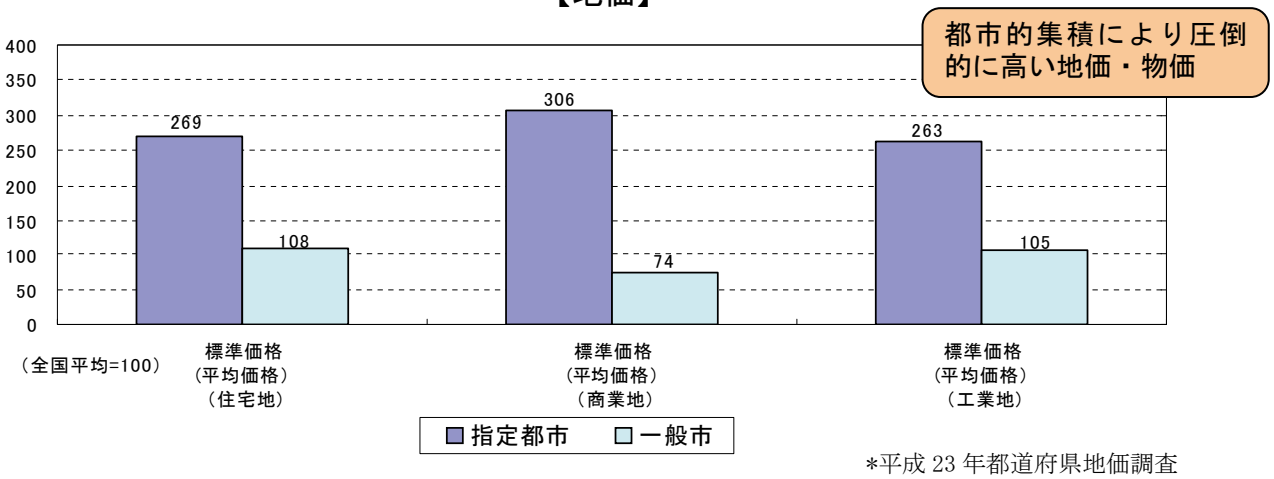

*平成 23 年都道府県地価調査

【物価】

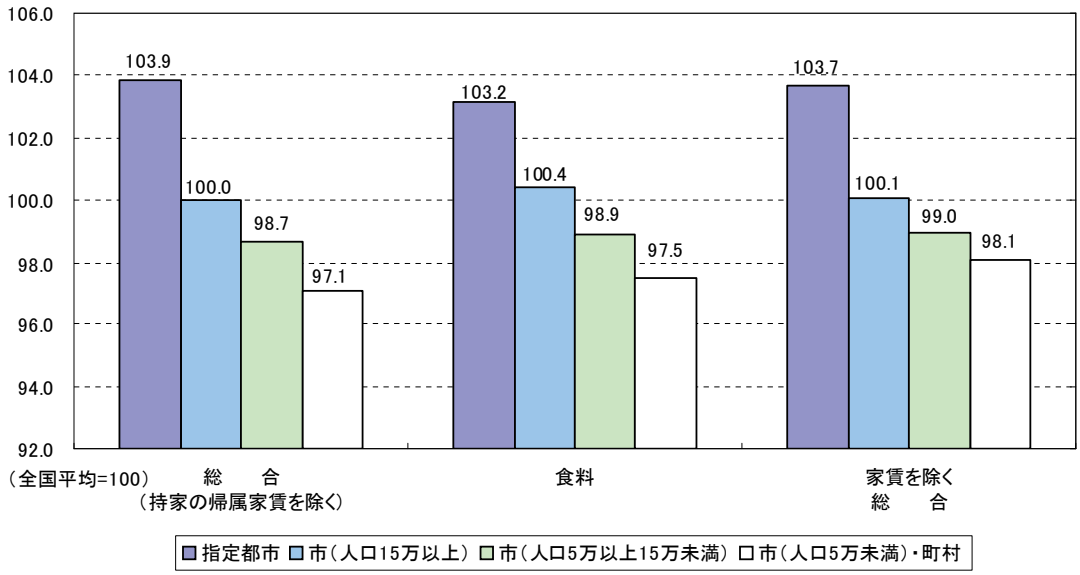

*平成 21 年平均消費者物価地域差指数

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性･高次性･中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額　千円）】

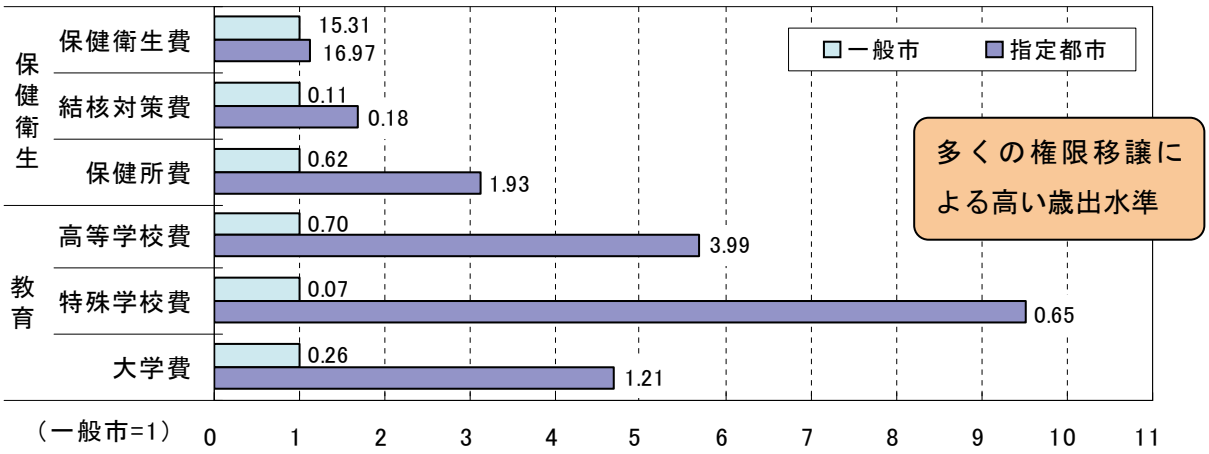

*平成 22 年度市町村別決算状況調

（２）都市的課題に対応する財政需要

〇安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全･安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約２倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額　千円）】

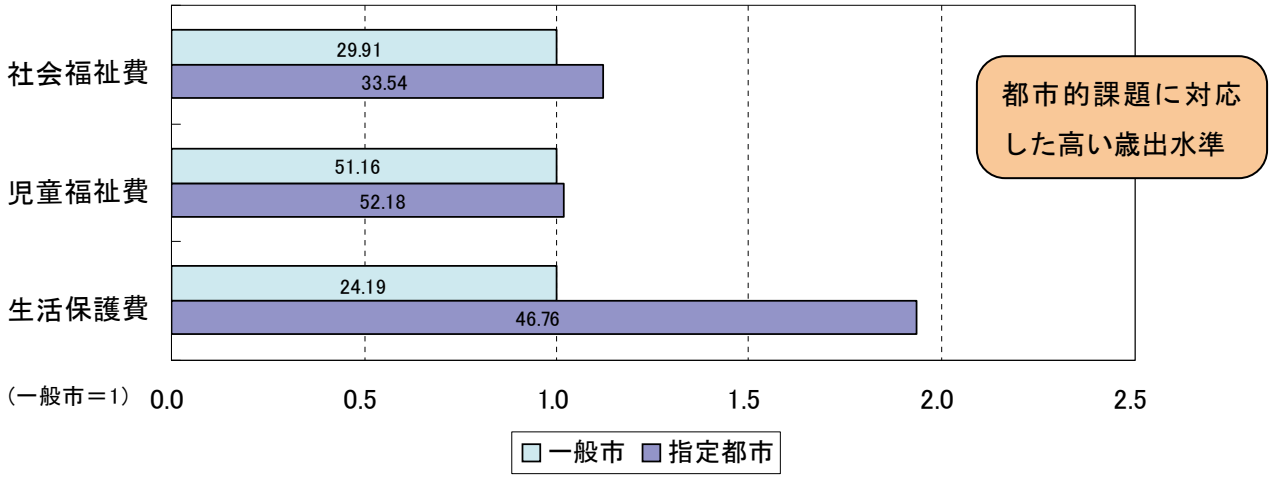

*平成 22 年度市町村別決算状況調

Ⅲ．厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】

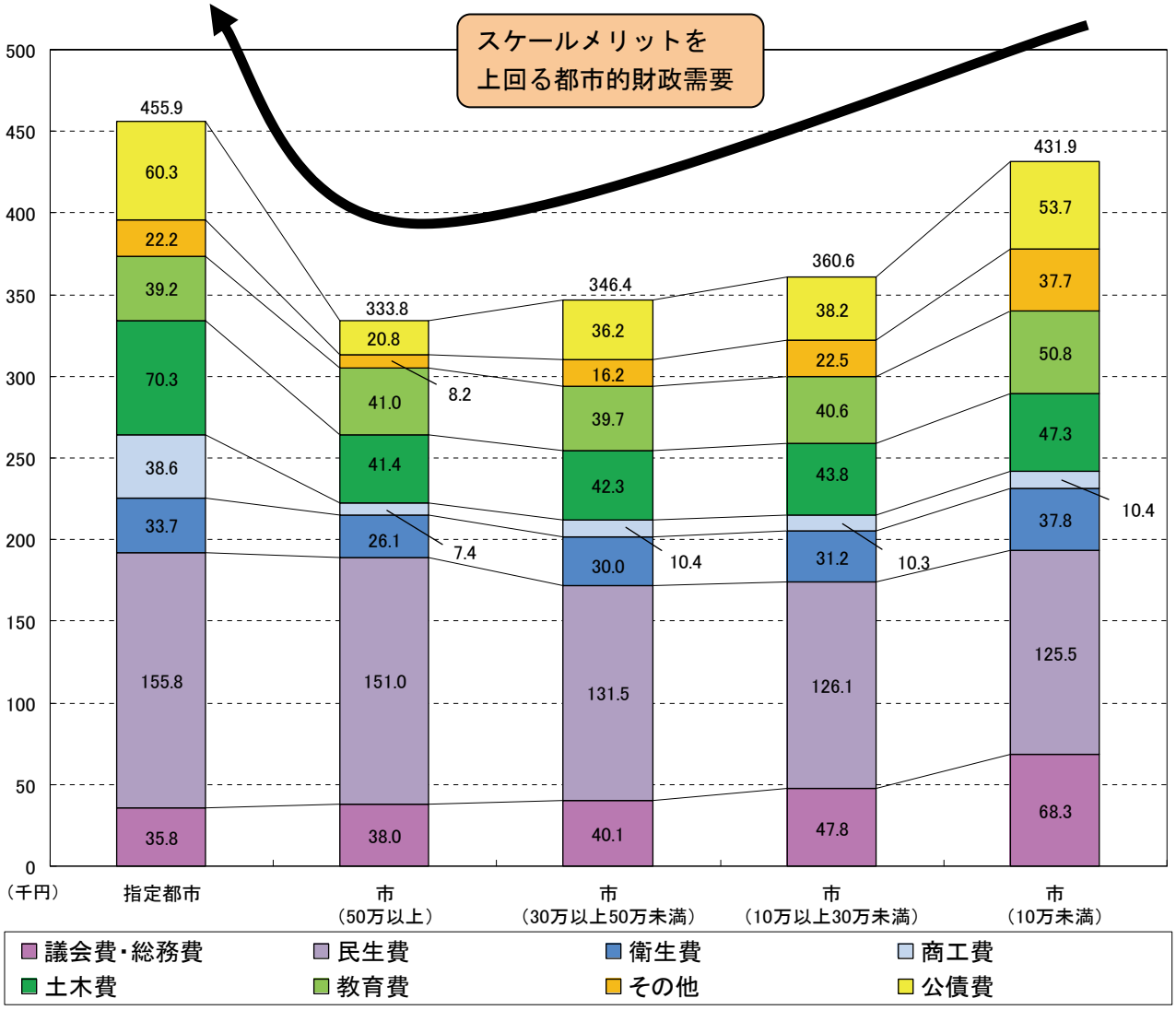

*平成 22 年度市町村別決算状況調

②税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は一般市と変わらない低い水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立しておらず、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】

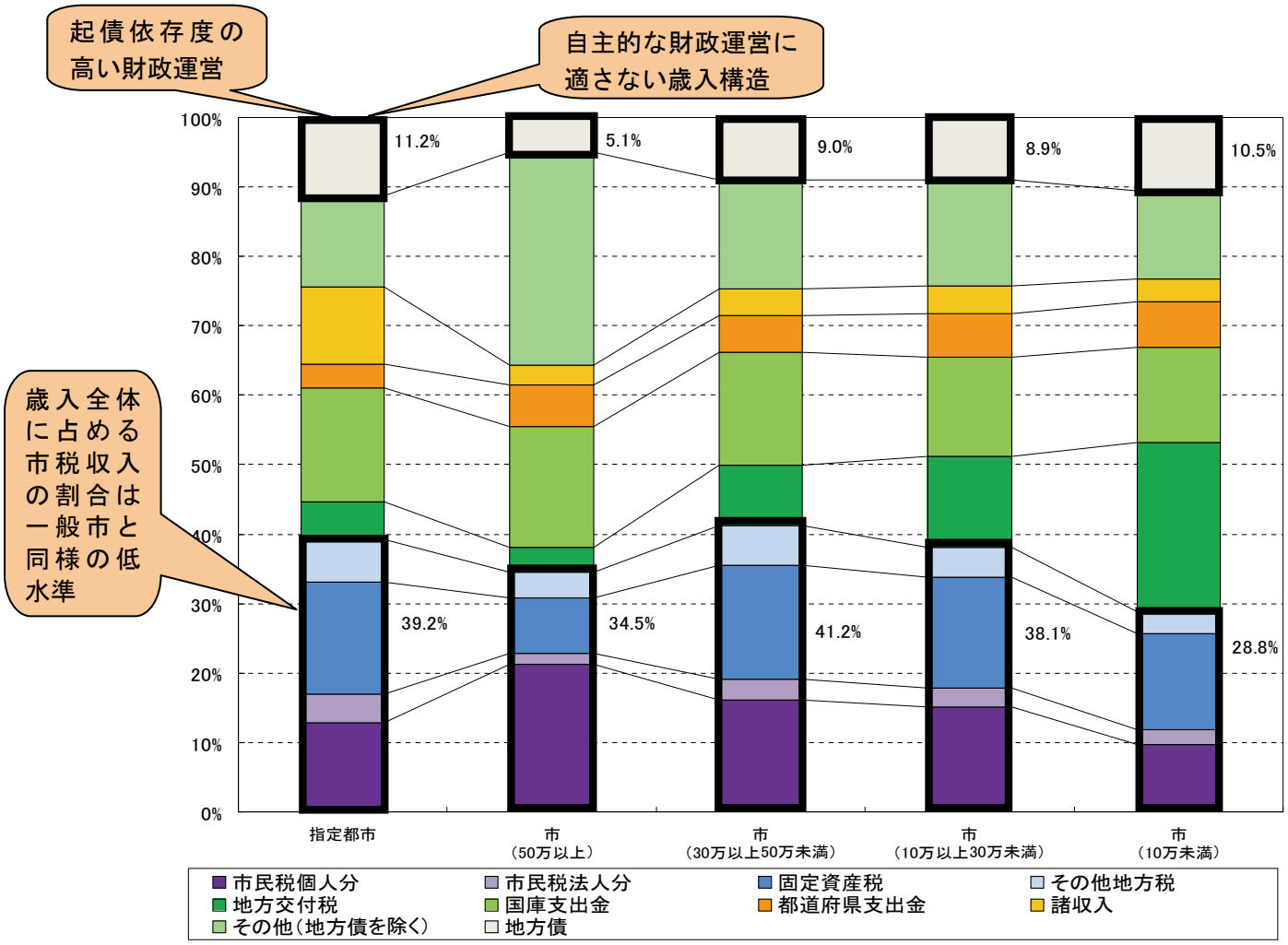

*平成 22 年度市町村別決算状況調

【人口一人当たり起債額】

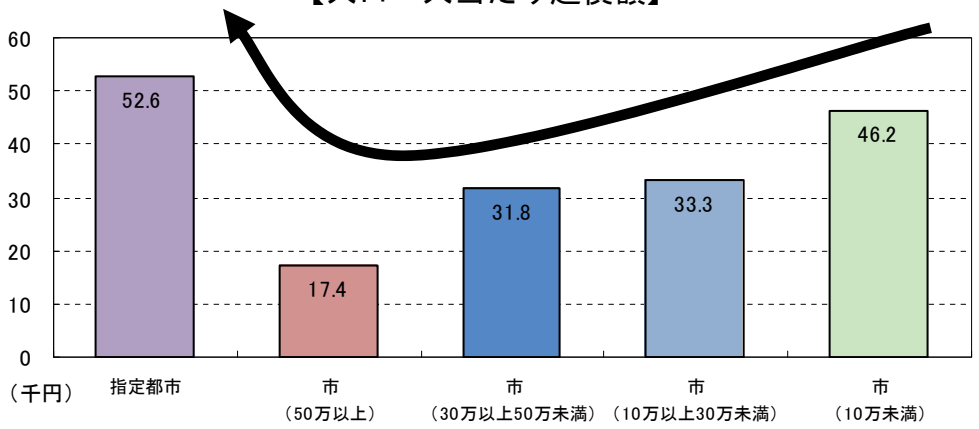

*平成 22 年度市町村別決算状況調

③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

【大都市特例事務】

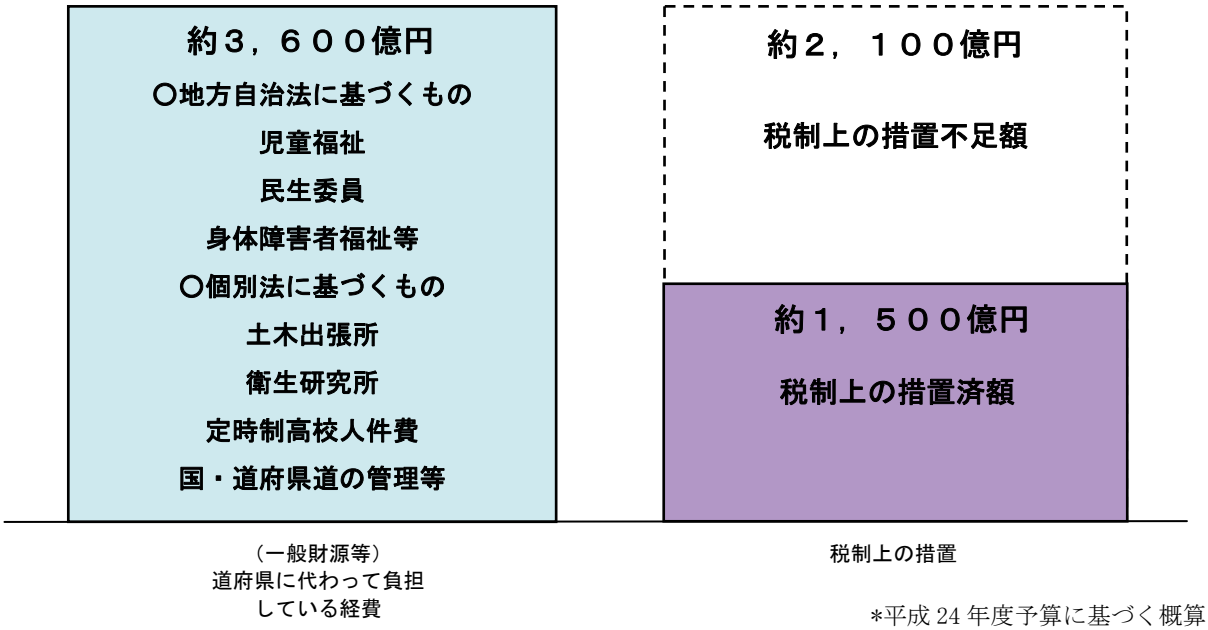

*平成 24 年度予算に基づく概算

④配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか２４．４％にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は２４．８％にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】

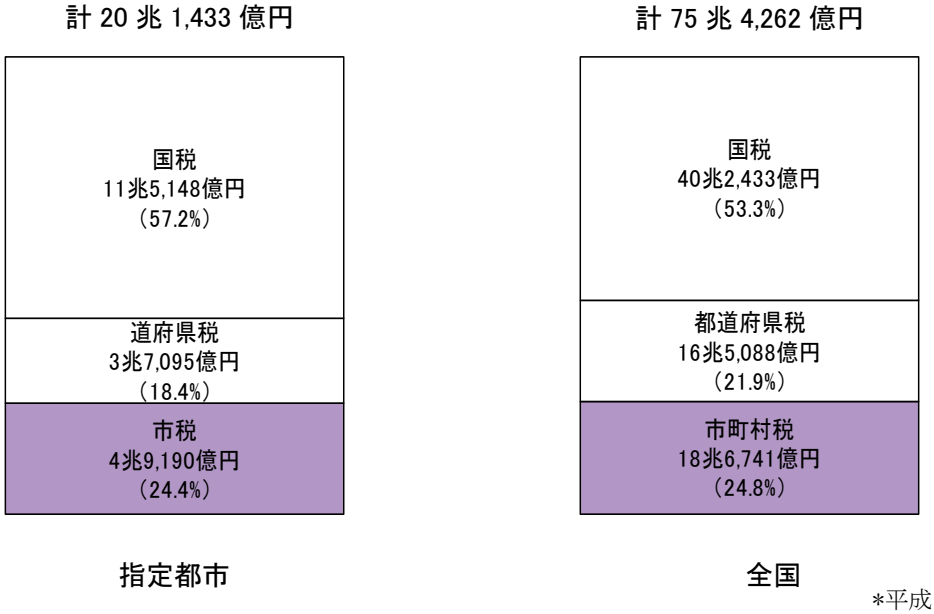

*平成 21 年度決算

⑤大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。

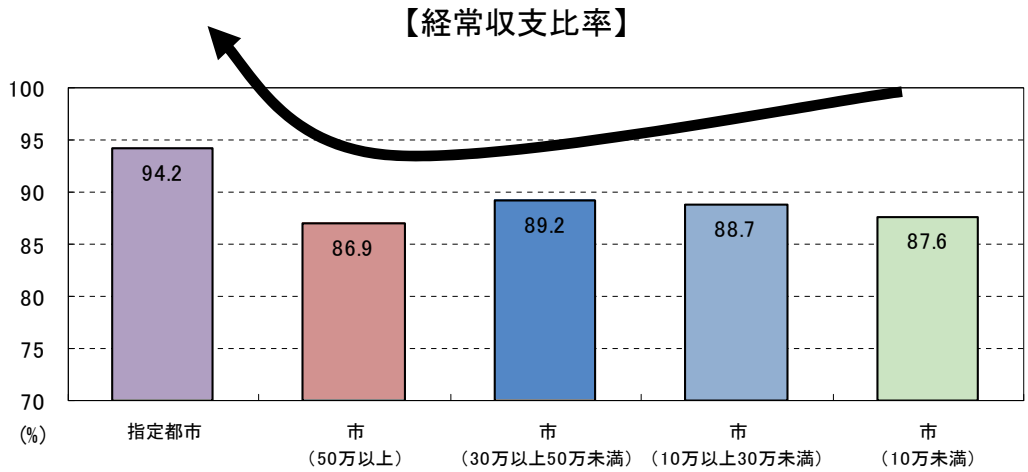

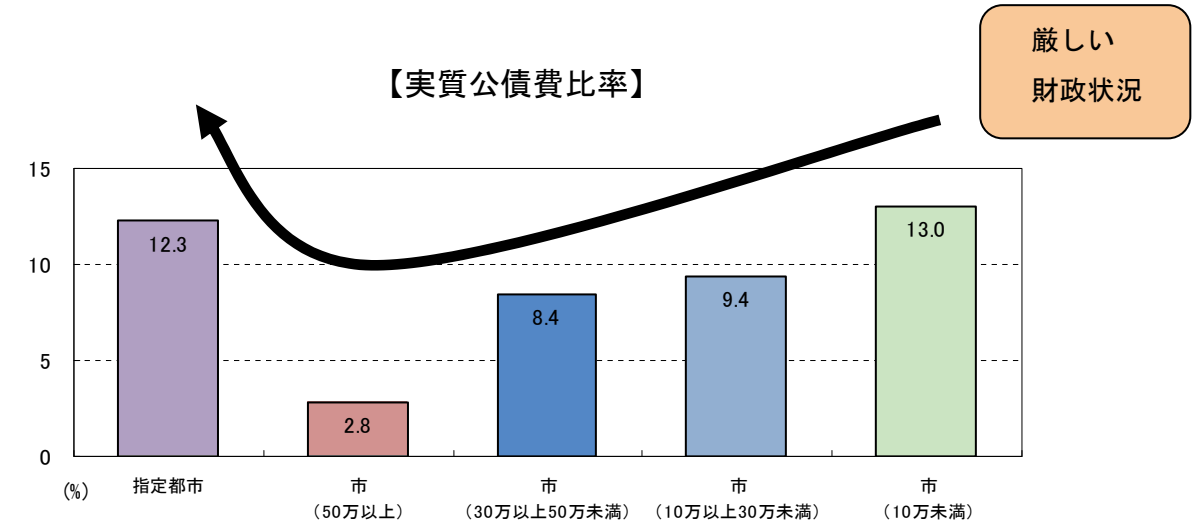

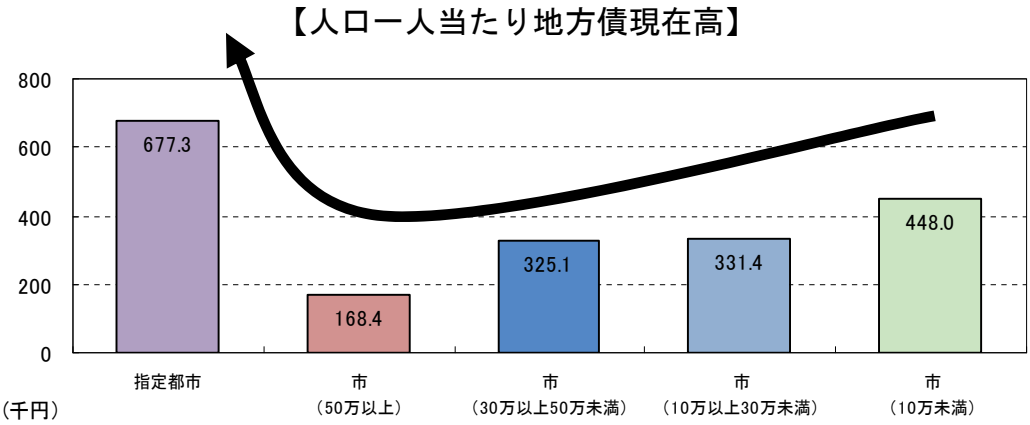

*平成 22 年度市町村別決算状況調

Ⅳ．大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の２割の人口規模を有する中で、高いＧＤＰの水準を保ちながら首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引してきた。

今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化･サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第３次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が生じることで、特に法人からの税収の増加によって、法人の集積が顕著な大都市の税収が増大し、税収の偏在性が高まるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全･安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性･高次性･中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。

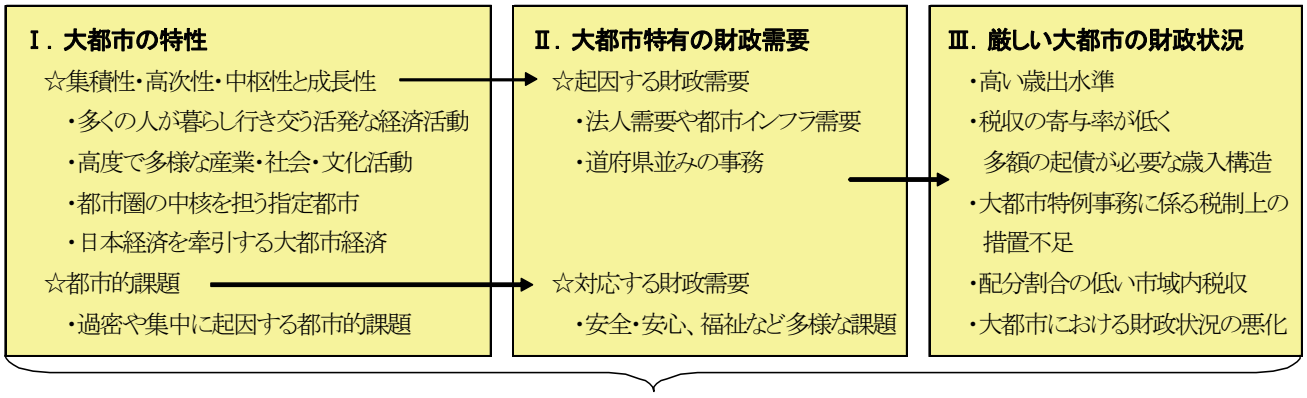

大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフタイトル・指標名				出 典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
Ⅰ．大都市の特性	大都市としての集積性・高次性・中枢性・成長性	集積性	面積	国土地理院「平成23年全国都道府県市区町村別面積調」	平成23年10月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			人口	総務省統計局「平成23年推計人口調査」 各市HP	平成23年10月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			昼間人口	総務省「平成22年国勢調査報告」	平成22年10月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			従業者数	総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」	平成21年7月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	×	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市	通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値
			年間商品販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
		高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末	×	全指定都市	集中治療室等病床数：二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
			大学学生数	文部科学省「平成23年学校基本調査」	平成23年5月1日時点	2011年度末	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「平成23年学校基本調査」にデータが示されていないため。	
			大学院生数	文部科学省「平成23年学校基本調査」	平成23年5月1日時点	2010年度末	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「平成23年学校基本調査」にデータが示されていないため。	
			国際コンベンション開催数	日本政府観光局 「2010年国際会議統計」	（平成22年中）	2011年度末	○	全指定都市	国際コンベンション：参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議
			第3次産業就業者数比率	総務省「平成22年国勢調査報告」	平成22年10月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
		中枢性	名古屋市の中京圏に占める割合	総務省統計局「平成23年推計人口調査」 各市HP 総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成23年10月1日時点 平成23年10月1日時点 平成21年7月1日時点 平成19年6月1日時点	2011年度末	○	名古屋市 ※中京圏に占める名古屋市の割合を示す指標であるため。	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県
			京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合	総務省統計局「平成23年推計人口調査」 各市HP 総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成23年10月1日時点 平成23年10月1日時点 平成21年7月1日時点 平成19年6月1日時点	2011年度末	○	京都市、大阪市、堺市、神戸市 ※近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

出典及び用語・集計方法等についての注釈　（前頁からの続き）

章立て・グラフタイトル・指標名				出 典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
Ⅰ．大都市の特性		中枢性	北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合	総務省統計局「平成23年推計人口調査」 各市HP 総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成23年10月1日時点 平成23年10月1日時点 平成21年7月1日時点 平成19年6月1日時点	2011年度末	○	北九州市、福岡市 ※北部九州圏に占める北九州市と福岡市の割合を示す指標であるため。	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県
		成長性	一人当たり地域内GDP	内閣府「平成21年度　県民経済計算」 大都市比較統計年表（平成22年）	（平成21年度中）	2011年度末	○	相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市 ※出典である「大都市比較統計年表」にこれらの市のデータが示されていないため。	
	都市的課題	都市的インフラ	12時間平均交通量	国土交通省「平成22年度道路交通センサス」	平成22年秋季	調査時点	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」にデータが示されていないため。	
			最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成20年度住宅・土地統計調査」	平成20年10月1日時点	2007年度末	×	相模原市、岡山市、熊本市を除く指定都市 ※出典である「住宅・土地統計調査」にこれらの市のデータが示されていないため。	
		環境安全安心	ごみ総排出量	環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査結果」	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			大気汚染（窒素化合物）	環境省 「大気汚染物質広域監視システム」	平成23年10月1日時点（時報値）	2011年度末	○	全指定都市	
			救急出動件数	総務省消防庁 「平成23年版　救急・救助の現況」 「大都市比較統計年表（平成22年）」	（平成22年中）	2011年度末	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「大都市比較統計年表」に、データが示されていないため。	
			犯罪認知件数	警察庁「平成23年度の犯罪情勢」 「大都市比較統計年表（平成22年）」	（平成22年中）	2011年度末	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「大都市比較統計年表」に、データが示されていないため。	
		福祉	生活保護保護率	平成22年度　社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）	（平成22年度中）	2011年度末	○	全指定都市	
			ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書（平成24年）」	平成24年1月時点	2011年度末	○	全指定都市	
			居宅介護サービス受給者数	平成21年　厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」	平成21年10月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			保育所入所待機児童数	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2012」	平成22年4月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	

出典及び用語・集計方法等についての注釈　（前頁からの続き）

章立て・グラフタイトル・指標名				出 典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
Ⅱ．大都市特有の財政需要	集積性・高次性・中枢性	法人需要	法人需要への対応と都市ｲﾝﾌﾗの整備	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			公営企業等に対する繰出金	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			地価	平成23年都道府県地価調査	平成23年7月1日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			物価	総務省統計局「平成21年平均消費者物価地域差指数」	（平成21年中）	2010年度末	○	相模原市、浜松市、堺市、熊本市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。	
		道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
	課題	安全安心福祉	福祉ｻｰﾋﾞｽ・公的扶助に対応する支出	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
Ⅲ．厳しい財政状況	高い歳出水準		都市規模に対応した歳出構造	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
	多額の起債が必要		都市規模に対応した歳入構造	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			人口一人当たり起債額	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
	税制措置不足		大都市特例事務	各指定都市平成24年度予算	(平成24年度中)	2011年度末	○	全指定都市	
	低い配分割合		指定都市域内税収の配分状況	各指定都市平成21年度決算等	平成21年3月31日時点	2010年度末	○	全指定都市	
	財政状況の悪化		経常収支比率	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2010年度末	○	全指定都市	
			実質公債費比率	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	
			人口一人当たり地方債現在高	平成22年度　市町村別決算状況調	平成23年3月31日時点	2011年度末	○	全指定都市	

（再生紙使用）